

広川町第 4 次総合計画（改訂版）

基本構想（素案）

令和 2 年 2 月

目 次

第1部 総論	1
第1章 はじめに	3
1 計画策定の意義	3
2 計画の構成と期間	4
3 計画の性格と役割	5
第2章 町勢の概要	6
1 位置・地勢・気候・周辺自治体との関係	6
2 歴史・沿革	7
3 交通	8
4 人口と世帯	9
5 就業人口	11
6 本町の特長	13
第3章 本町を取り巻く諸情勢と課題	16
1 時代の潮流	16
2 町民のニーズと期待	21
3 まちづくりの主要課題	26
4 計画策定過程における町民参画	28
第2部 基本構想	29
第1章 まちづくりの基本方針	31
1 基本理念	31
2 目指す将来像	32
第2章 主要指標の見通し	33
1 人口の推計	33
2 土地利用の基本方針	38
第3章 施策の大綱	40
1 基本施策	40
2 施策の体系	49

第 1 部 | 総論

第1章 はじめに

1 計画策定の意義

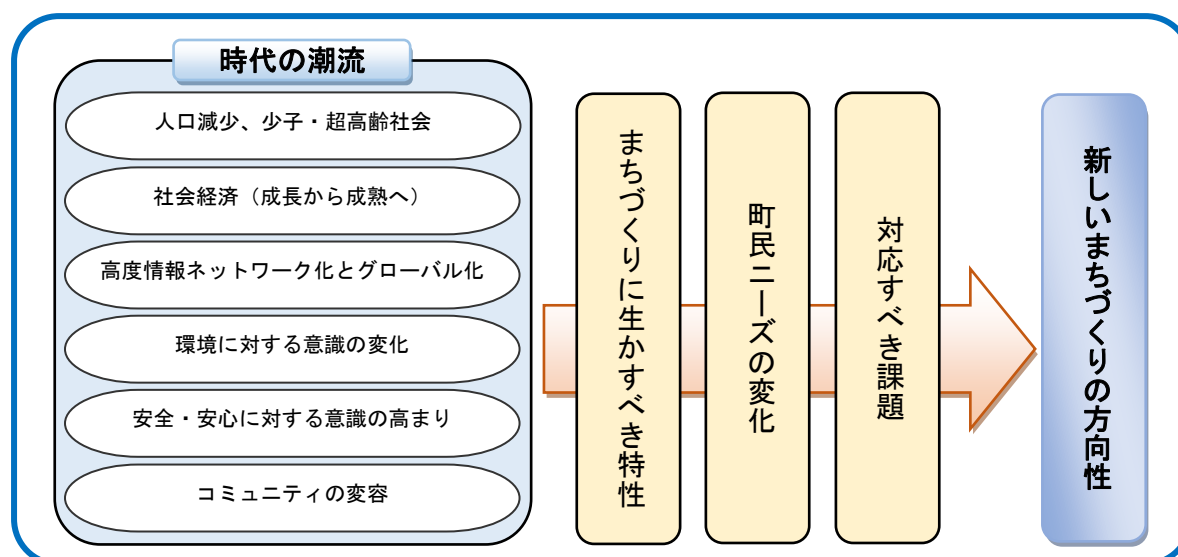
少子高齢化の進行、本格化した人口減少、経済の更なるグローバル化、安全・安心への意識の高まり、情報化の一層の進展、環境保全意識の高まりなど、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、本町のあらゆる分野に大きな影響をもたらしています。

また、地方分権の進展と自治体が担う公共政策の拡充に伴い、町の財政運営に一層の厳しさが加わるなどの大きな転換期を迎えており、引き続き行財政改革を進め、自らが築くまちづくりに向けた積極的な取組みが求められています。

こうした中、平成23年に、まちづくりの方向性とその実現のための基本目標を示す新たな指針として、「広川町第4次総合計画（平成23年度～令和2年度）」を策定し、計画に基づく施策を進め、より良いまちづくりに努めてきました。

第4次総合計画が10年間の計画期間の終了を迎えることを受け、将来的な町長任期と併せた総合計画期間への移行を見据えて、第4次総合計画を引き継ぎ延長し、令和3～5年度を計画期間とする『広川町第4次総合計画（改訂版）』策定しました。

本計画では、新たな時代の変化や住民意向を踏まえて、見直しを行いました。また、本町における将来の人口目標を掲げた「広川町人口ビジョン」及びその目標の実現のために行う施策を示す「広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本計画の重点的に取り組む分野として位置づけています。



2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

基本構想

基本構想は、平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間とした長期構想を引き継いで令和3～5年度を計画期間として、本町の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表すもので、長期的な視点に立った町政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。

基本計画

基本計画は、基本構想の施策の枠組みに基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。社会・経済情勢の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、定期的に点検、見直しを図る仕組みを導入します。

また、基本計画の施策を単位として、その中の代表的な指標をとりあげ、目指すべき目標指標（ベンチマーク）を定めて、これにより、施策の推進の点検・評価に役立てるとともに、総合計画に基づいた行政経営と評価の仕組みを導入します。

実施計画

実施計画は、基本計画に基づく具体的かつ主要な事業計画を示すもので、3年度間の事業計画を策定し、毎年度見直しを行いながら、社会動向に対応したものとします。

3 計画の性格と役割

本計画は、本町のすべての分野における行財政運営の基本となる“最上位計画”として位置づけられ、今後のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を持ちます。

■役割1 参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標

本計画は、今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民一人ひとりが主体的に参画・協働する、まちづくりの共通目標となるものです。

■役割2 自立の地域経営を進めるための行財政運営の指針

本計画は、地方分権時代にふさわしい地域経営（町域全体と町行政の経営）の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

■役割3 広域行政に対する連携とまちづくりの主張の基礎

本計画は、国や福岡県、周辺自治体などの広域的な行政に対して、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させ連携の基礎とするとともに、本町のこれからのまちづくりの主張となるものです。

第2章 町勢の概要

1 位置・地勢・気候・周辺自治体との関係

本町は、福岡県南部にあり、北緯 33°14' 17"、東経 130°33' 13"（広川町役場庁舎）に位置しています。東部は赤藪山・南部は八女丘陵を境に八女市、西部は国道 209 号付近で筑後市、北部は耳納山地とその西に続く高良台地を境に久留米市と接しており、面積は 37.94km² で福岡県の約 0.76% を占めています。

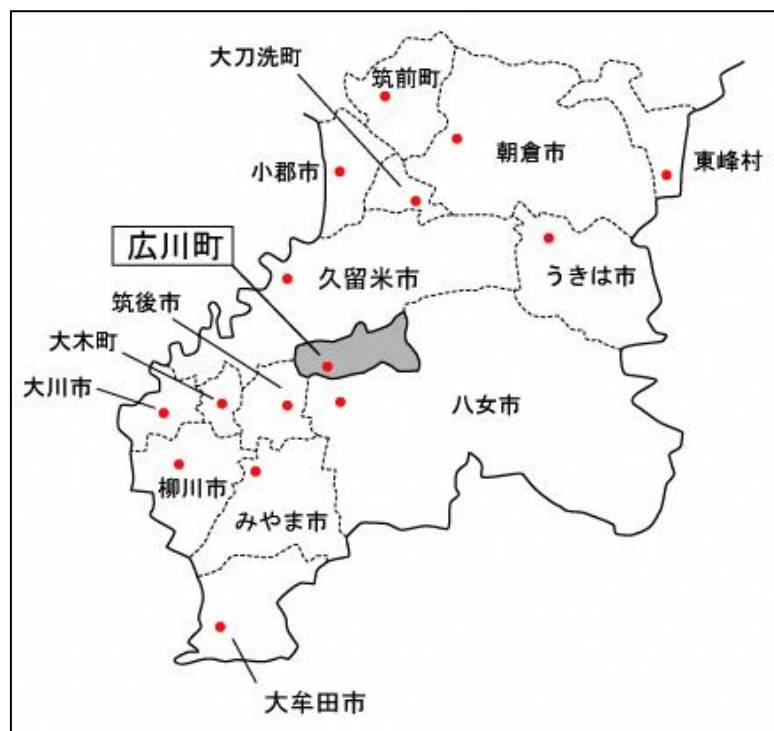
地勢は、西部以外の 3 方を小高い丘陵地に囲まれた通称広川谷と呼ばれる盆地をなす地域で、耳納山地の発心山に源を発する一級河川筑後川水系「広川」が東から流れ、その流域に細長い盆地状の平野をつくり筑後川に注いでいます。

本町の気候は内陸型気候区に属し、1 日の気温の変化が大きいという特徴があります。2019 年の年間平均気温は 17.1℃、年間降雨量は 1,865mm で（八女消防本部調べ）、6・7 月の梅雨期には、しばしば強い雨が集中して降ることがあります。

周辺自治体との関係では、久留米市、八女市、筑後市との通勤・通学流動が目立って多く、一体的な生活圏を形成しています。

転入出の移動相手先としては、同じ生活圏域にある久留米市、八女市、筑後市が多く、その次に福岡市となっています。久留米市とは転入出がほぼ均衡しているものの、その他の周辺都市へは転出超過となっています。

位置及び周辺自治体



2 歴史・沿革

本町の歴史は古く、八女丘陵の西南端に位置する国指定文化財「八女古墳群」の中でも最も古い石人山古墳は、5世紀前葉の築造とされています。そのほか弘化谷古墳・善蔵塚古墳などについては、かつてこの地を支配した筑紫君一族の墳墓だと考えられています。

江戸時代、各地で殖産事業がおこり、17世紀後半、広川古賀組の大庄屋、稲員孫右衛門三代により広川三村の道路・水路の開発、橋梁の修理などが行われて耕地の増大、生産増加をもたらしました。

町の主要産業は、米麦、果物（いちご・ぶどう・なし・もも）、茶、花卉（電照菊・ガーベラ）などの農業が盛んであり、久留米緋、竹細工などの家内工業とともに発展し形成されてきました。

昭和30年4月1日には、上広川村、中広川村が新設合併し、広川町として発足しました。さらに同年12月1日には、下広川村の一部が編入合併し、13の大字からなる現在の広川町となりました。

合併後、昭和40年までは人口の減少がみられ、15,000人の町となりましたが、その後、本町の人口は増加し続けました。

これは、福岡・久留米市の急激な発展の影響を受け、特に久留米都市圏の外延的拡張に伴いベッドタウン的役目を担ってきたことや、広川町中核工業団地、久留米・広川新産業団地における企業立地の進展により、国道3号沿いを中心に都市化、宅地化が進んできたことによるものと考えられます。

しかしながら、平成22年国勢調査の人口20,253人をピークに、以降は人口減少に転じています。

平成21年7月の「中国・九州北部豪雨」と平成24年7月の「九州北部豪雨」で本町も甚大な被害を受ける試練もありましたが、その後、平成27年には町制施行60周年を迎えることができました。

3 交通

本町を取り巻く広域的な道路網は、町の中央部を国道3号が南北に走り、これと並行して東部に県道久留米立花線、西部には国道209号が走っています。

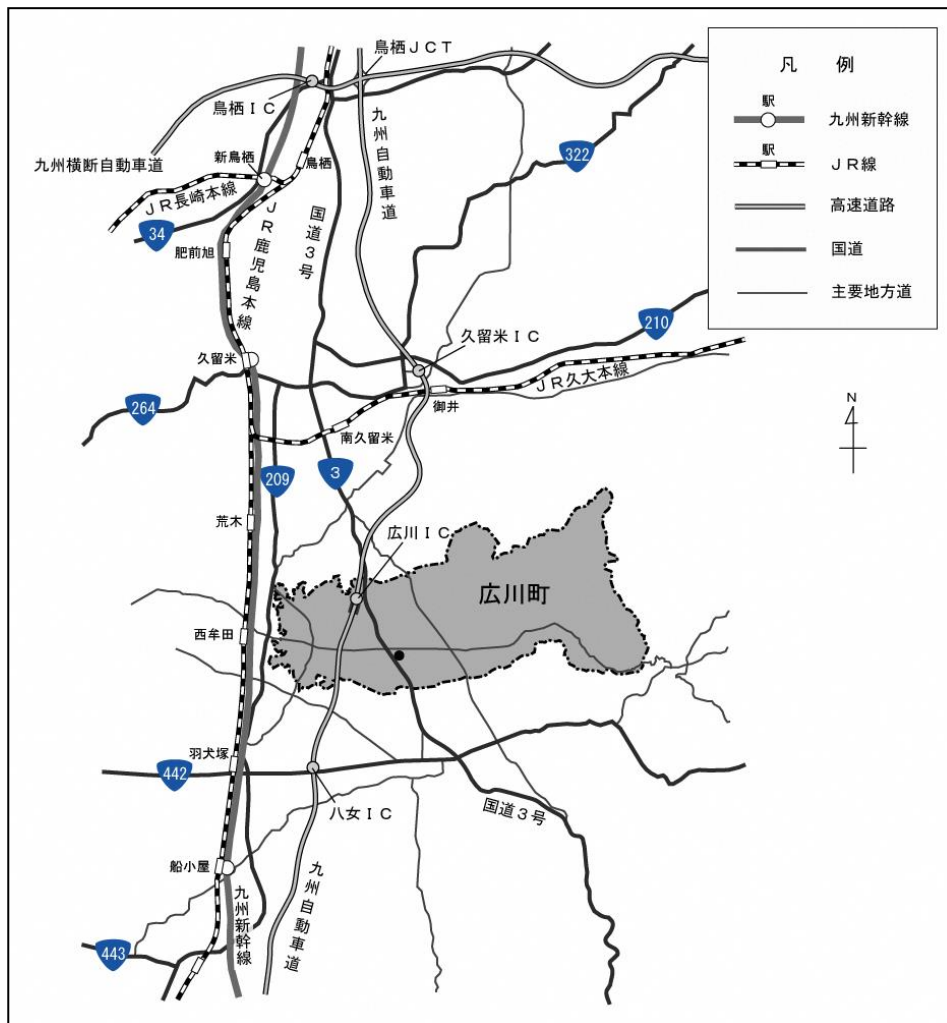
さらに、県道三潴上陽線が町の中央部を東西に横断しており、これらを基幹として、町道が接続する形で道路網が形成されています。

また、町のほぼ中央を九州縦貫自動車道が走り、町内に広川サービスエリア、広川インターチェンジを有しています。

公共交通では、2路線のバスと高速バス及びデマンド交通ふれあいタクシーが運行しています。

なお、平成23年3月、九州新幹線鹿児島ルートの特急列車の全線開業により、九州圏内へのアクセス時間が短縮されたほか、山陽新幹線との相互直通運転も実施されており、大阪・東京方面への利便性がより一層向上されています。

広域交通網図



4 人口と世帯

本町の総人口は、国勢調査結果では、平成12年の19,779人から増加傾向で推移し、平成22年の20,253人をピークに減少に転じており、平成27年には20,183人となっています。

また、世帯数は平成12年の5,918世帯から一貫して増加を続けており、平成27年には7,007世帯となっていますが、核家族化や世帯の多様化の進行により1世帯当たりの人員は減少しています。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は平成12年の3,118人（15.8%）から平成27年には2,900人（14.4%）へと、生産年齢人口（15～64歳）は平成12年の12,851人（65.0%）から平成27年の11,723人（58.1%）へと人数、構成比率ともに減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）は平成12年の3,810人（19.3%）から平成27年の5,443人（27.0%）へと人数、構成比率ともに増加しています。

平成27年の高齢化率は27.0%と、全国平均（27.7%）、福岡県平均（27.1%）をわずかに下回っていますが、高齢化率は増加傾向で推移しています。また、年少人口比率は14.4%と、全国平均（12.3%）、福岡県平均（13.2%）を上回っており、年少人口比率の高いまちではありますが、少子高齢化は着実に進むものと予想されます。

今後は、あらゆる分野で本格的な少子・超高齢社会の到来を見据えたまちづくりを進める必要があります。

人口・世帯数の推移

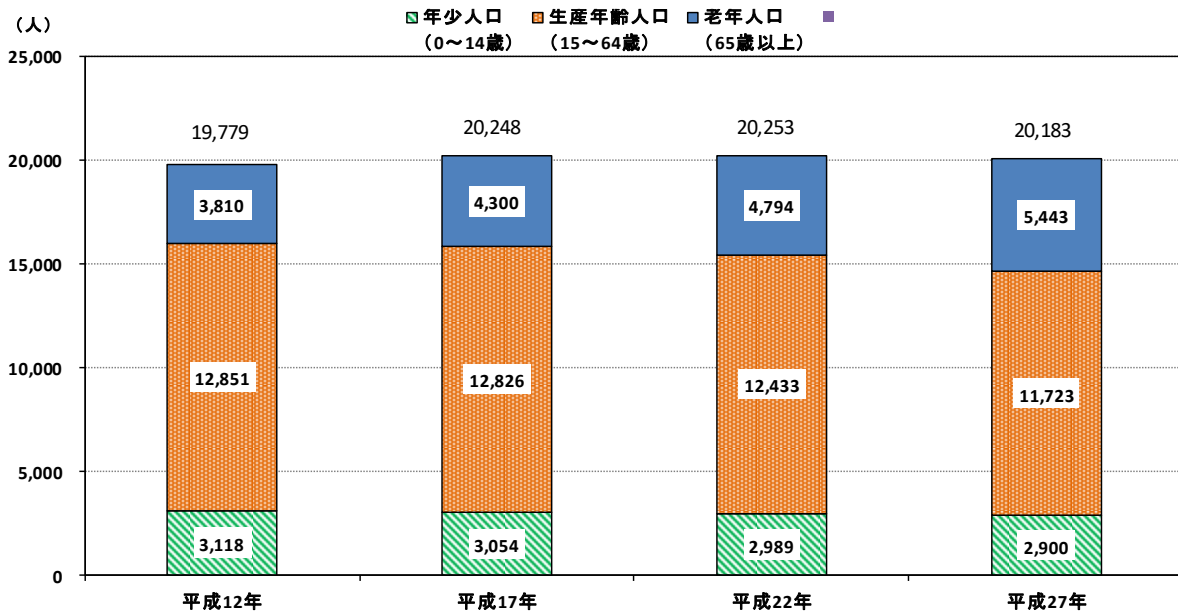
（単位：人、世帯、人／世帯、％）

項目	年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年平均増減率		
						平成12 ～17年	平成17 ～22年	平成22 ～27年
総人口		19,779	20,248	20,253	20,183	0.47	0.00	△ 0.07
年少人口 (14歳以下)		3,118 (15.8)	3,054 (15.1)	2,989 (14.8)	2,900 (14.4)	△ 0.41	△ 0.43	△ 0.60
生産年齢人口 (15～64歳)		12,851 (65.0)	12,826 (63.3)	12,433 (61.4)	11,723 (58.1)	△ 0.04	△ 0.61	△ 1.14
老年人口 (65歳以上)		3,810 (19.3)	4,300 (21.2)	4,794 (23.7)	5,443 (27.0)	2.57	2.30	2.71
世帯数		5,918	6,527	6,799	7,007	2.06	0.83	0.61
1世帯当人数		3.34	3.10	2.98	2.88	-	-	-

注：総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

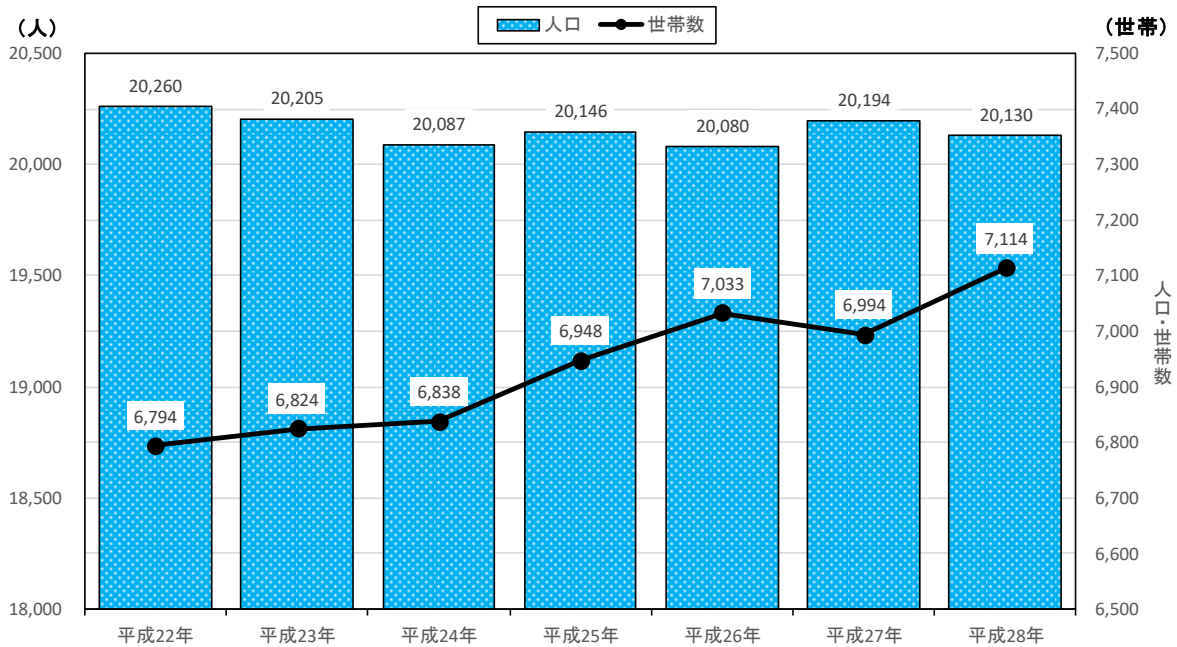
人口の推移



注：総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

参考 住民基本台帳による人口及び世帯数の推移



注：外国人登録者数を含む。

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

5 就業人口

本町の就業者総数は、平成12年の9,608人から増加し、平成17年の9,964人をピークに減少に転じており、平成27年には9,470人となっています。

産業別では、農業などの第1次産業の就業人口は減少傾向にあり、製造業・建設業などの第2次産業の就業人口は平成12年から平成17年で増加、平成17年から平成27年で減少しており、運輸通信・商業・サービス業などの第3次産業の就業人口は平成12年から平成22年で増加、平成22年から平成27年で減少で推移するなど、それぞれの就業人口の変化と経済のソフト化（第1次産業から第3次産業への転換）が進んでいます。

産業別就業者の推移

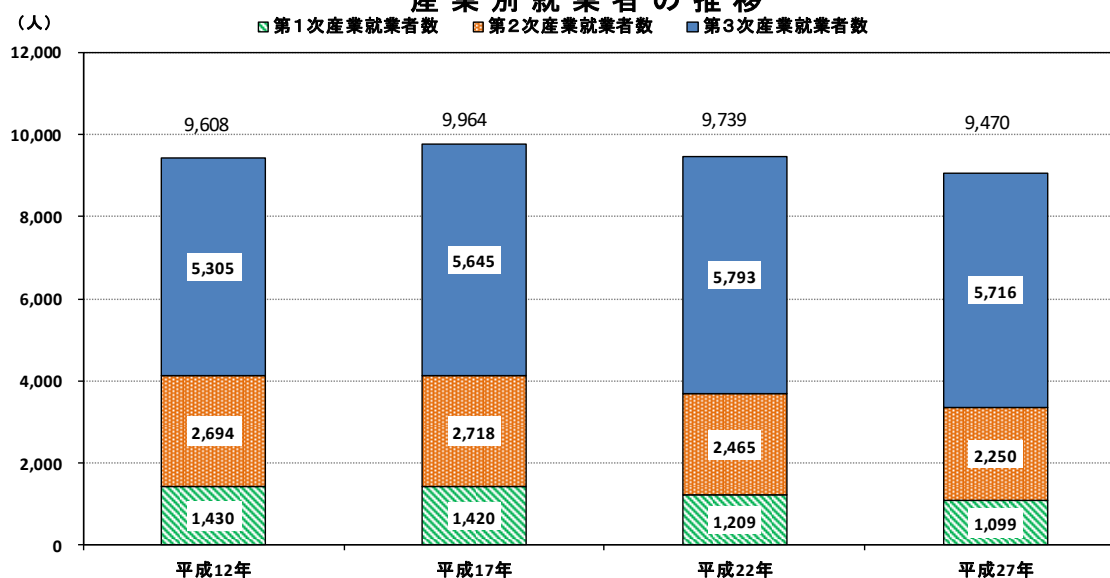
(単位：人、%)

項目	年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年平均増減率		
						平成12 ~17年	平成17 ~22年	平成22 ~27年
総人口		19,779	20,248	20,253	20,183	0.47	0.00	△ 0.07
就業人口総数		9,608	9,964	9,739	9,470	0.74	△ 0.45	△ 0.55
第1次産業		1,430 (14.9%)	1,420 (14.3%)	1,209 (12.4%)	1,099 (11.6%)	△ 0.14	△ 2.97	△ 1.82
第2次産業		2,694 (28.0%)	2,718 (27.3%)	2,465 (25.3%)	2,250 (23.8%)	0.18	△ 1.86	△ 1.74
第3次産業		5,305 (55.2%)	5,645 (56.7%)	5,793 (59.5%)	5,716 (60.4%)	1.28	0.52	△ 0.27
就業率		48.6%	49.2%	48.1%	46.9%	-	-	-

注：就業人口総数には分類不能を含む。

資料：国勢調査

産業別就業者の推移



注：就業人口総数には分類不能を含む。

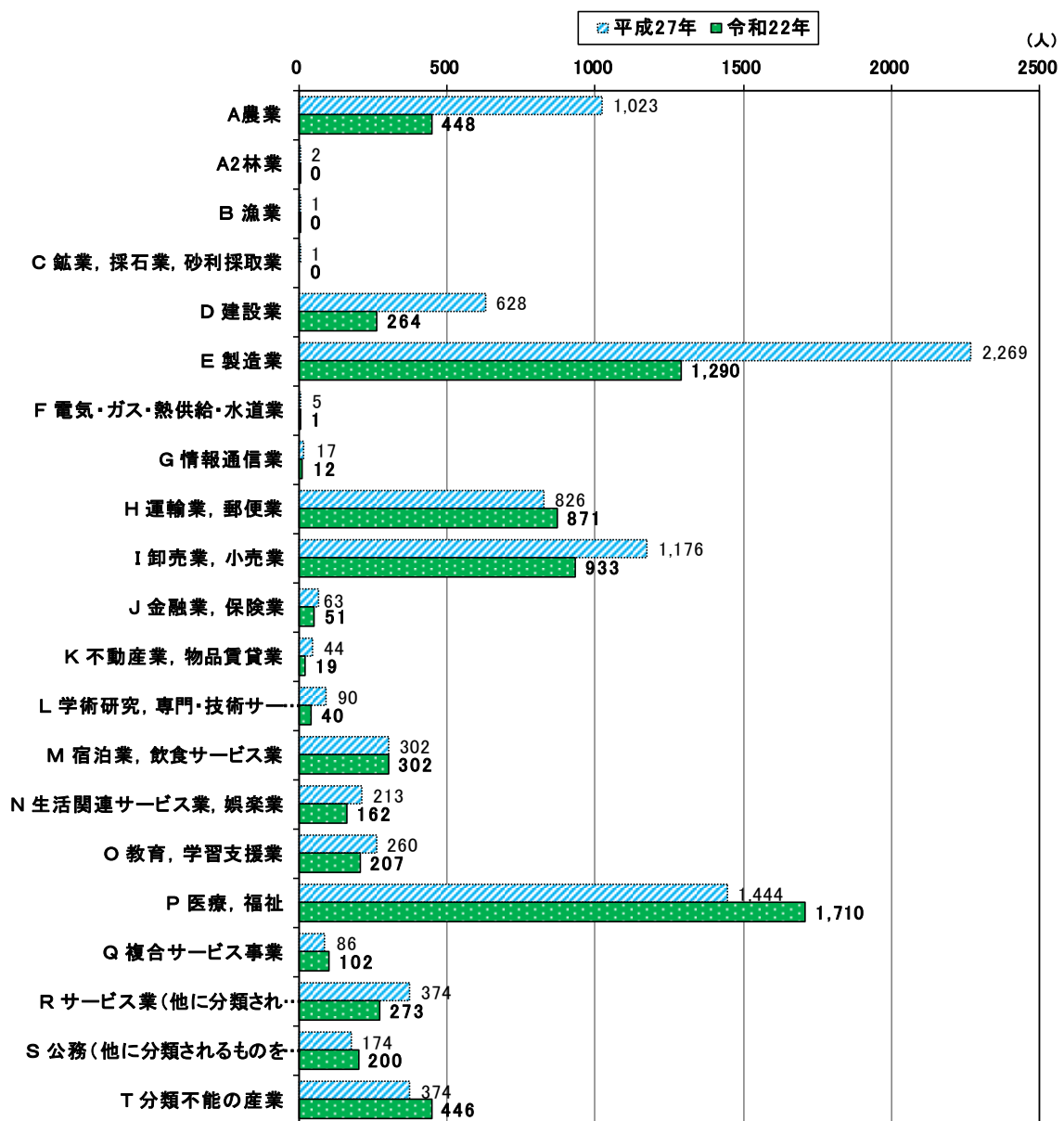
資料：国勢調査

参 考 各 産 業 別 就 業 人 口 の 推 計

本町の農業や製造業は令和22年（2040年）には大幅に減少し、約半分に減少することが予想されています。

一方、多くの産業が減少傾向にある中、医療、福祉は平成27年（2015年）から令和22年（2040年）には増加し、全産業の中で最も多くなることがわかります。この状況に対して対応策を検討する必要があります。

■各産業別就業人口の比較（平成27年・令和22年）■



資料：平成27年（2015年）は国勢調査実測値、令和22年（2040年）は、「未来カルテ（千葉大学、芝浦工業大学、国立環境研究所）」の推計値

6 本町の特性

新たなまちづくりの方向性を定めるためには、長所や個性を一層際立たせ、さらに磨きあげる視点に立ち、本町の財産である特性・資源をあらためてとらえ直す必要があります。今後のまちづくりに生かすべき代表的な特性・資源は、以下のとおりです。

特性1

美しい田園風景や山・川などの優れた自然環境を保つまち

美しい田園風景や山・川などの変化に富んだ自然が、本町の景観と地域社会を特徴づけており、豊かな自然環境に優れています。

- 町民アンケート調査で町民の満足度が高いもの
 - ・ 自然環境の豊かさ
 - ・ 自宅周辺の街並み景観

特性2

自動車交通の要所にあり、安全・安心・快適な生活環境と地域資源が整ったまち

本町のほぼ中央を九州縦貫自動車道が走り、広川インターチェンジを有するなど高速交通網の結節点として交通の要所となっています。福岡都市圏とは車で1時間以内の距離にあり、県南の中心都市である久留米市と隣接しています。

この立地条件と併せて、水道施設や広域でのごみ・し尿処理施設などの生活環境面の整備や、消防・防災減災体制、防犯・交通安全体制の整備を進めており、保健・医療環境も充実しています。町民の安全・安心・快適な暮らしを支える諸条件が整った定住しやすい特性を有しています。

また、町内には、ひろかわ藍彩市場【物産館】、まち子のおやつ【軽食】、まち子のおにわ【公園】、Orige（オリゲ）【宿泊交流施設】、Kibiru（キビル）【交流アトリエ】をはじめ、多くの産業・観光・交流施設を保有し、広く親しまれています。これらの施設や資源を活用して、広域的な交流・情報発信拠点としてのさらなる発展が期待されています。

- 町民アンケート調査で町民の満足度が高いもの
 - ・ 水道の整備状況
 - ・ 保健サービス
 - ・ 消防・防災体制
 - ・ ごみ処理・リサイクルの状況
 - ・ 医療環境
 - ・ 防犯・交通安全体制

特性3

地域と共に教育力の向上を図り、歴史・伝統文化の継承、新しい文化創造を進めるまち

本町の小中学校では、学力・体力の向上とともに、町全体でのコミュニティスクールの推進など、地域と連携し、その地域ごとの特色ある学校教育を進めています。地域ぐるみで教養育てる環境により、町の魅力やすばらしさを伝え、郷土への愛着を受け継ぐ町の将来を担う人材育成に努めています。

また、本町は、石人山古墳、弘化谷古墳、善蔵塚古墳など八女丘陵に連なる八女古墳群を有し、これらの歴史財産はそこに住む人々によって守られ、新たな文化として受け継がれてきました。地域には特有の祭り行事や伝統文化が今も息づいています。

さらに、町民交流センターいこっと、町立図書館、広川町運動公園、広川球場、はなやぎの里、こぶんピア広川などの施設では、活発な文化活動、生涯学習活動、スポーツ活動が展開されるなど、文化・スポーツの活発な町でもあります。

このような活動は、今後のまちづくりや新しい文化の創造に向けて重要な役割を果たすものとなります。

- 町民アンケート調査で町民の満足度が高いもの
- ・町の生涯学習活動・文化活動 ・小中学校などの学校教育

特性4

コミュニティを核に協働と地域づくりを進めるまち

町内の地域では、公民館を核として、活発なコミュニティ活動が行われています。また、町は、町民の自主的・主体的活動を後押しし、地域の取組みを支援するなど、がんばる地域を応援しています。さらに、町民のまちづくりへの参画を推進し、今まで以上に地域住民と行政とが密接な協働体制を確立した、協働のまちづくりに取り組んでいます。

このような取組みにより、町民が主体となった地域づくりの条件が形成されつつあります。

- 町民アンケート調査で町民の満足度が高いもの
- ・広報・広聴活動 ・住民参画

特性5

農業を基幹産業として発展を続け、活力に満ちた産業のまち

町の基幹産業である農業は、広川流域の肥沃な土地と温暖な気候に恵まれた豊かな自然環境の中で、米麦、果物（いちご・ぶどう・なし・もも）、茶、花卉（電照菊・ガーベラ）などの主産地を形成してきました。農業は食料生産に必要不可欠だけでなく、田園風景などの自然景観をつくり、生態系を育むといった環境面での役割や、雨水を貯え、洪水を防ぐ防災機能の役割、地球温暖化対策機能としての役割も果たすなど本町を支える重要な産業の一つです。

また、町には地域経済を支える多くの地場産業や、国指定の重要無形文化財の久留米絣をはじめとする伝統産業が多く存在しています。

さらに、九州縦貫自動車道広川インターチェンジの周辺には、久留米・広川新産業団地と広川中核工業団地が整備され、雇用の受け皿となっています。

これらの様々な産業の振興が、活力ある地域づくりと住民の生活向上に寄与しています。

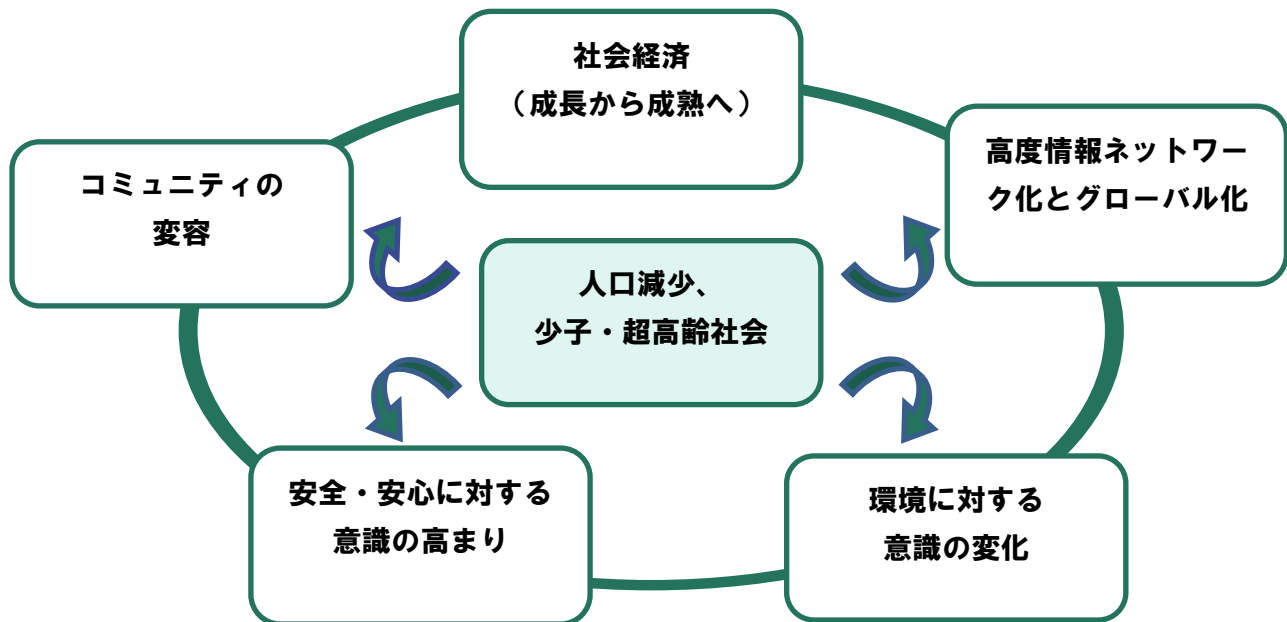
- 町民アンケート調査で町民の満足度が高いもの
- ・農業の振興

第3章 本町を取り巻く諸情勢と課題

1 時代の潮流

本町を取り巻く時代の潮流について、6つの枠組みで整理しています。これらの6つの枠組みは、それぞれが様々な場面において相互に影響しあいながら、社会状況の中で大きなトレンド（傾向・潮流）を形成しています。また、これらは並列的な影響関係ではなく、多くの場面において“人口減少、少子・超高齢社会”という人口問題（人口の規模及び構造の変化）に係る時代の潮流の変化に大きな影響を受けながら、他の6つの枠組みが変容・変化していくケースが多いと考えられます。

* 『トレンド（傾向・潮流）』とは、風潮、流行で、社会経済変動の長期的動向などのことです。



【人口減少、少子・超高齢社会】

『人口減少、少子・超高齢社会』は、個人の価値観の変化やライフスタイルの多様化に伴う少産化・晩婚化・非婚化の拡大によるところが大きく、今後も長期的な社会保障制度の逼迫を始め、労働力の減少や消費市場の縮小などが想定されます。

- ◆少産化・晩婚化・非婚化 ⇒ 出生率の低下
- ◆人口構造の高齢化の進展（団塊世代の後期高齢化）
- ◆人口減少社会
- ◆社会保障制度の逼迫（医療・介護・福祉コストの増大）
- ◆労働力の減少、消費市場の縮小

* 『社会保障制度の逼迫』とは、医療・介護・福祉コストなどの社会保障関係費の増加などにより歳出が増加し、制度を維持することが難しくなっていることです。

【社会経済（成長から成熟へ）】

『社会経済』は、工業生産品の消費マーケットとしての人口の増加を前提とした大量消費社会から、人口減少（特に消費購買が期待される生産年齢人口の減少）を背景に、“量から質へ”の転換を余儀なくされた経済構造そのものの変化として捉えることができます。

働き方の多様化のひとつの姿としての非正規雇用の拡大は、人生設計の不透明性を増し、結婚できない若者の増加のほか、貧困問題を含めた経済的格差の拡大として問題となっています。

- ◆ アジア諸国の経済成長、日本国内における外国人労働者の増加
- ◆ 国際観光需要(インバウンドなど)とコト消費の拡大
- ◆ アベノミクス（金融緩和政策）
- ◆ 働き方改革
- ◆ 社会・経済に対する不安感の拡大、非正規雇用の拡大
- ◆ 生産拠点の国内回帰
- ◆ 地産地消・地産地商
- ◆ 6次産業化

* 『インバウンド』とは、一般的には、「外国人が日本を訪れる旅行」のことです。外国人旅行者が国内で買い物をするインバウンド消費や、外国人旅行者をターゲットにした商品販売やサービスを行うインバウンドビジネスなどに使われます。

* 『コト消費』とは、商品やサービスを購入したことで得られる“体験・特別な時間”に価値を見出す消費傾向のことです。

* 『アベノミクス』とは、第2次安倍政権の経済政策で、①大胆な金融政策②機動的な財政運営③民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」で、デフレからの脱却を目指し、経済の好循環を生み出そうとする政策のことです。

* 『働き方改革』とは、長時間労働の是正、正規・非正規の不合理な処遇差の解消、多様な働き方の実現などの政策のことです。一人一人の意思、能力、個々の事情により、多様で柔軟な働き方を選べる社会づくりを進めています。

* 『6次産業化』とは、農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態のことです。

【高度情報ネットワーク化とグローバル化】

『高度情報ネットワーク化とグローバル化』は、人口構造・規模の変化に端を発する上記の社会経済の変容の中で、重厚長大型の産業・製品から軽薄短小型へとシフトした結果として、情報通信技術の進展を経ながら個人レベルでの情報端末（モバイル）の所有・利用が普及してきたものとして捉えることができます。こうした技術の進歩は地域や国の枠組みを超えて、だれもが容易につながることができるといった新たな関係性や、経済活動の可能性を広げた一方で、情報の管理やセキュリティといった問題もはらんでいます。

- ◆ society5.0
- ◆ 人工知能（AI）
- ◆ 自治体クラウド
- ◆ 情報通信技術（ICT）の飛躍的進歩と普及
- ◆ 市場経済の地球規模化（グローバル化）
- ◆ 情報関連産業の成長
- ◆ 情報セキュリティ、個人情報問題
- ◆ バーチャルコミュニケーションの普及
- ◆ 情報及び情報ツールのモバイル化・個人化
- ◆ 地球規模での分業化

- * 『グローバル化』とは、政治、経済、文化などの様々な分野で、国や地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われることです。
- * 『情報端末（モバイル）』とは、小型軽量で持ち運ぶことができる装置で、小型ノートパソコン・スマートホン・タブレット型端末などのことです。
- * 『society5.0』とは、狩猟社会=society1.0、農耕社会=society2.0、工業社会=society3.0、現代の情報社会=society4.0に続く、これから先目指す社会であり、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、情報が経済発展の道具から人の暮らしを支える道具となる社会のことです。
- * 『人工知能（AI）』とは、コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能の働きを人工的に実現したものです。
- * 『自治体クラウド』とは、地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組のことです。
- * 『情報通信技術（ICT）』とは、パソコンだけでなくスマートフォンなど、様々なコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称のことです。
- * 『バーチャルコミュニケーション』とは、それぞれが離れた場所で主にテクノロジーとITツールを用いてコミュニケーションをすることです。
- * 『情報及び情報ツールのモバイル化・個人化』とは、情報や情報機器を個人が自由に持ち歩くことができることです。

【環境に対する意識の変化】

『環境に対する意識の変化』は、地球規模での人口増加（特に発展途上国・新興国）を背景に、食糧（生産能力）やエネルギー（石油などの化石燃料）などの限りある地球資源の不足・枯渇を心配する意識の高まりとして捉えることができます。併せて、『高度情報ネットワーク化とグローバル化』の進展によって、環境問題を地球規模で考えることが一般化されつつあり、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）においてもクリーンなエネルギーの活用、気候変動への対策や、海・森の豊かさを守るための指標などが設定され、各国・各地域での推進が求められています。

- ◆地球温暖化を含め、地球レベルでの環境破壊
- ◆国の地球温暖化対策計画に基づく2030年中期削減目標の達成に向けた取組
- ◆循環型社会における循環の質に着目したリデュース・リユースの取組強化
- ◆生物多様性の減少
- ◆環境汚染（廃棄物の増加、化学物質などの蓄積による汚染）
- ◆水・食糧・エネルギー・資源などの不足（世界人口の増加、資源の偏在）
- ◆再生可能エネルギー
- ◆原子力発電に対する意識の変化
- ◆エコパートナーシップ

- * 『持続可能な開発目標（SDGs）』とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって、2016～2030の15年間で達成することを定めた17項目の国際社会共通の目標です。
- * 『循環型社会』とは、有限な資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用する社会のことです。
- * 『リデュース』とは、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすることです。
- * 『リユース』とは、使用済製品やその部品などを繰り返し使用することです。
- * 『再生可能エネルギー』とは、石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことです。
- * 『エコパートナーシップ』とは、地球温暖化防止などの環境保全を効果的に推進するための方策を協議・企画・実施し、持続可能な地域づくりを实践するため、地域住民や事業者、行政、NPOなどが、幅広く分野を超えて協力し合うことです。

【安全・安心に対する意識の高まり】

『安全・安心に対する意識の高まり』は、直接的には人口減少などの影響を受けにくい枠組みですが、都市部では大規模災害発生後の帰宅難民対策が大きな課題となり、また、過疎化が進む山間部などでは地域における共助体制の低下などが問題となるなど、人口が集中する地域と過疎化する地域においては関心の持ち方や課題などが、異なる様相を呈しています。

とりわけ、近年多発・局地化する自然災害や、『高度情報ネットワーク化とグローバル化』に伴う犯罪の高度化などに対して、地域の状況に応じた対応策が求められます。

- ◆振り込め詐欺など、高齢者を狙った犯罪の多様化
- ◆津波や原子力災害、豪雨災害の恐ろしさの体験
- ◆災害に対する危機意識の変化・高まり
- ◆減災への取組
- ◆食に対する安全・安心意識の高まり
- ◆農産品などの産地・生産者に対する関心の高まり（トレーサビリティ）

* 『トレーサビリティ』とは、食品の安全を確保するため、栽培や飼育から加工・製造・流通などの過程を明確にすることです。

【コミュニティの変容】

『コミュニティの変容』は、都市化に伴う価値観やライフスタイルの多様化などにより、核家族などの小家族へと変化してきたことの結果として、地域とのつながりが弱くなったことで、これまでのような地域社会における地縁に基づく地域コミュニティ（町会・自治会など）への参加者が減少しています。

一方で、『高度情報ネットワーク化とグローバル化』の中、地縁にとらわれない新たなつながりによるコミュニティ（ソーシャル・ネットワークなど）が多く生まれています。

- ◆核家族化（大家族から小家族へ）
- ◆住む地域への愛着や関係性、地域住民とのふれあいや関わりの希薄化
- ◆地域らしさ（アイデンティティ）の喪失
- ◆隣近所に対する無関心（小家族の孤立、孤立死の増加、犯罪の増加）
- ◆地域コミュニティの機能低下、崩壊（地域における支え合いなどの地域力の低下）
- ◆自助・互助・共助・公助の展開
- ◆地縁にとらわれないコミュニティの増加・拡大（ICTなどの活用、NPO活動）
- ◆地域コミュニティの役割・重要性の再認識
- ◆地域共生社会の実現
- ◆多文化共生社会の実現

* 『コミュニティ（ソーシャル・ネットワークなど）』とは、SNS上で趣味や関心事を共有するユーザーの集団のことです。

* 『多文化共生社会』とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

2 町民のニーズと期待

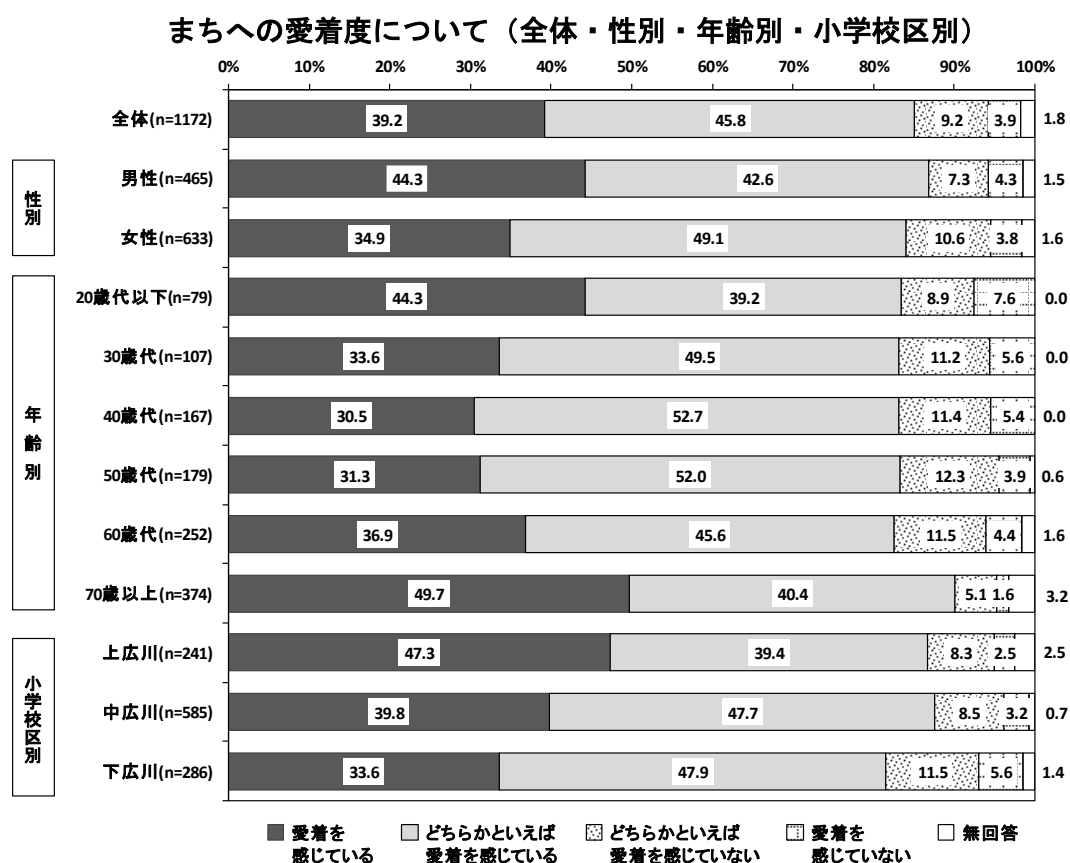
まちづくりの方向や各分野における重点施策要望などの実態を把握し、今後のまちづくりの基礎資料を得るために、令和元年9月～10月に町民アンケート調査を行いました。アンケート調査の概要は以下のとおりです。

	町民アンケート調査
配布数	2,500
有効回収数	1,172
有効回収率	46.9%

2-1. まちへの愛着度

町民のまちに対する愛着度を把握するため、愛着を「感じている」、「どちらかといえば感じている」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば感じていない」、「感じていない」の中から1つを選んでもらいました。

その結果、「自分のまち」に対する愛着度は、「愛着を感じている」が39.2%、「どちらかといえば愛着を感じている」が45.8%、合計すると85.0%が愛着を感じています。一方、「愛着を感じていない」は13.1%（「どちらかといえば愛着を感じていない」9.2%及び「愛着を感じていない」3.9%の合計）となっています。



2-2. まちの各環境に対する満足度

本町の9分野34行政施策を提示して、それらの満足度と重要度をたずねました。

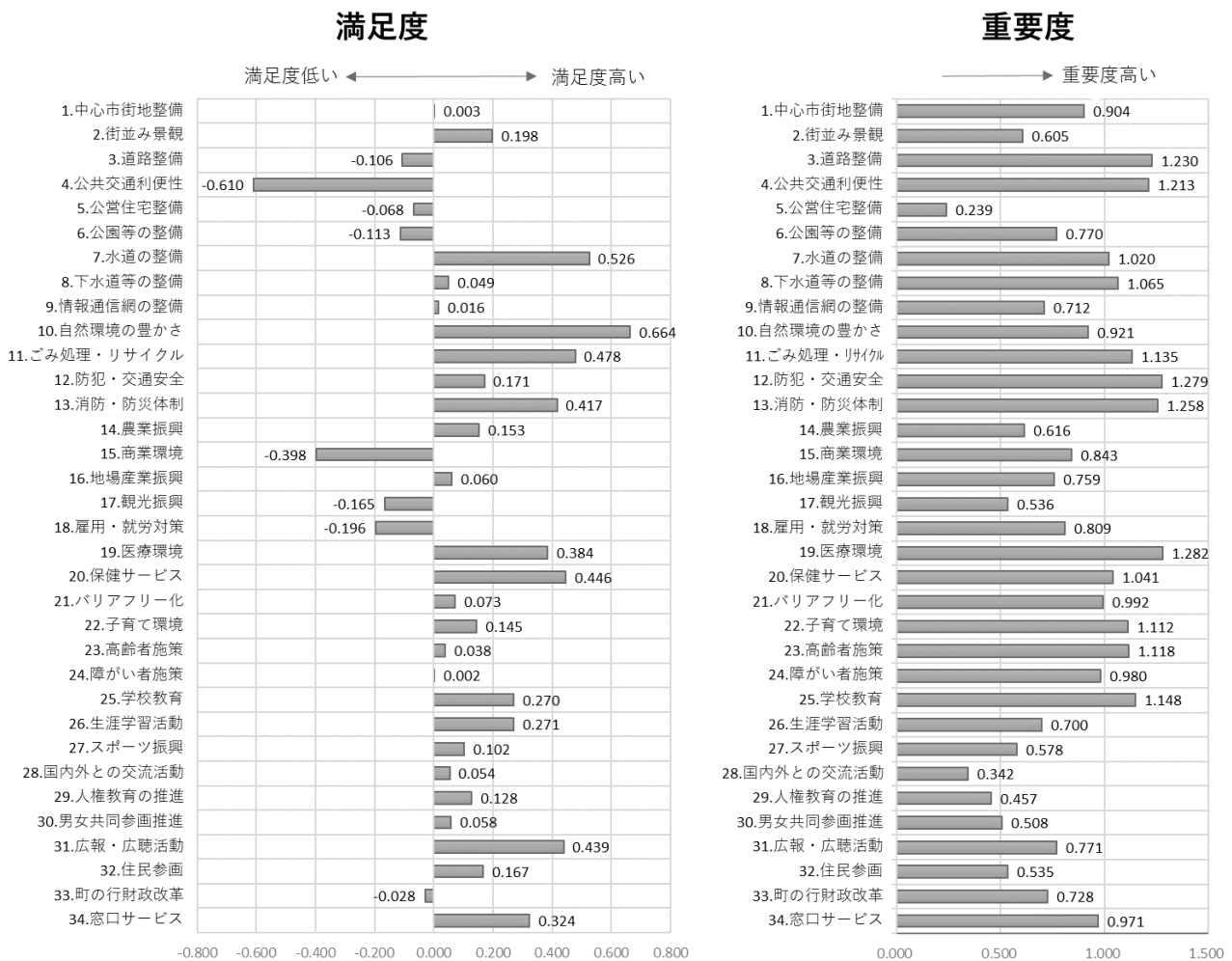
それぞれの行政施策の集計結果に、下記に示すスコアウエイトを与え、その平均スコアを算出しました。

(注) 満足度の平均スコア算出ウエイト

- ・満足……………2点
- ・やや満足……………1点
- ・どちらともいえない……………0点
- ・やや不満……………-1点
- ・不満……………-2点

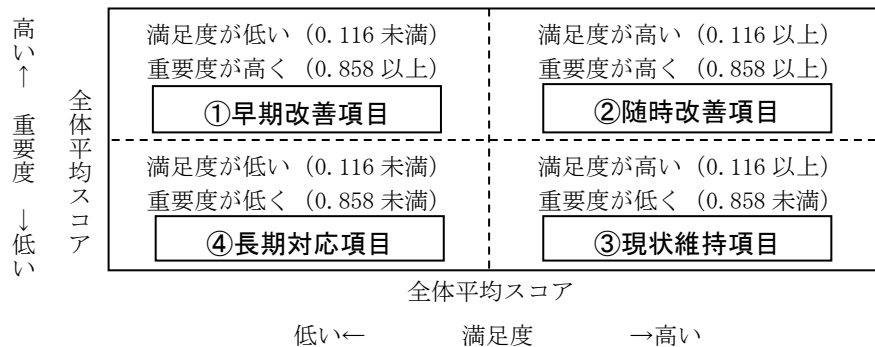
(注) 重要度の平均スコア算出ウエイト

- ・重要……………2点
- ・やや重要……………1点
- ・どちらともいえない……………0点
- ・あまり重要ではない……………-1点
- ・重要ではない……………-2点

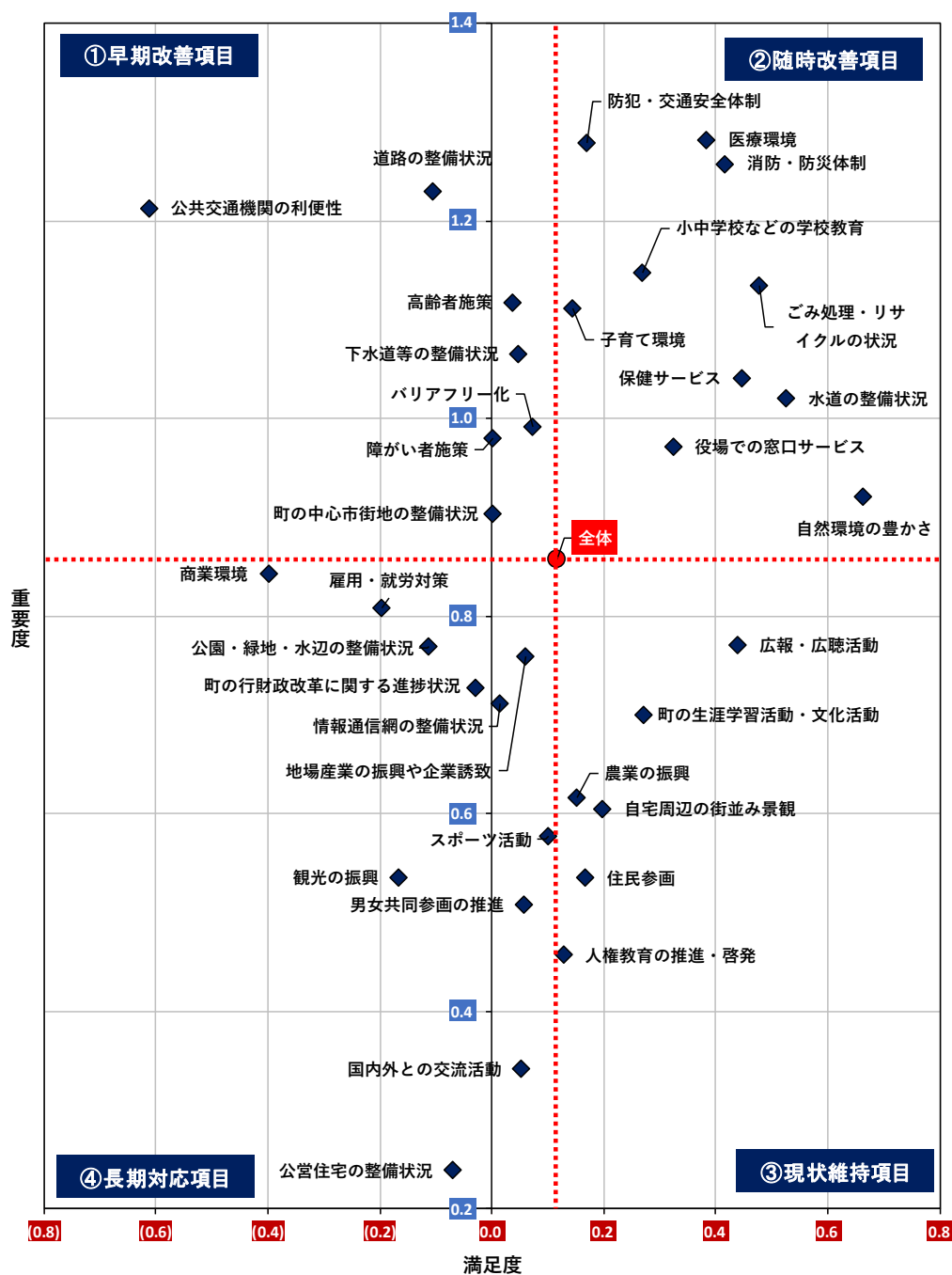


また、満足度と重要度の平均スコアから34の行政施策を4つのグループに分類しました。

なお、この分類は、相対的なものであり、平均点に近くなるほど隣接する領域の要素も含まれてくるため施策の方向性を明確に位置づけるものではなく、ある程度の方向性を示すものです。



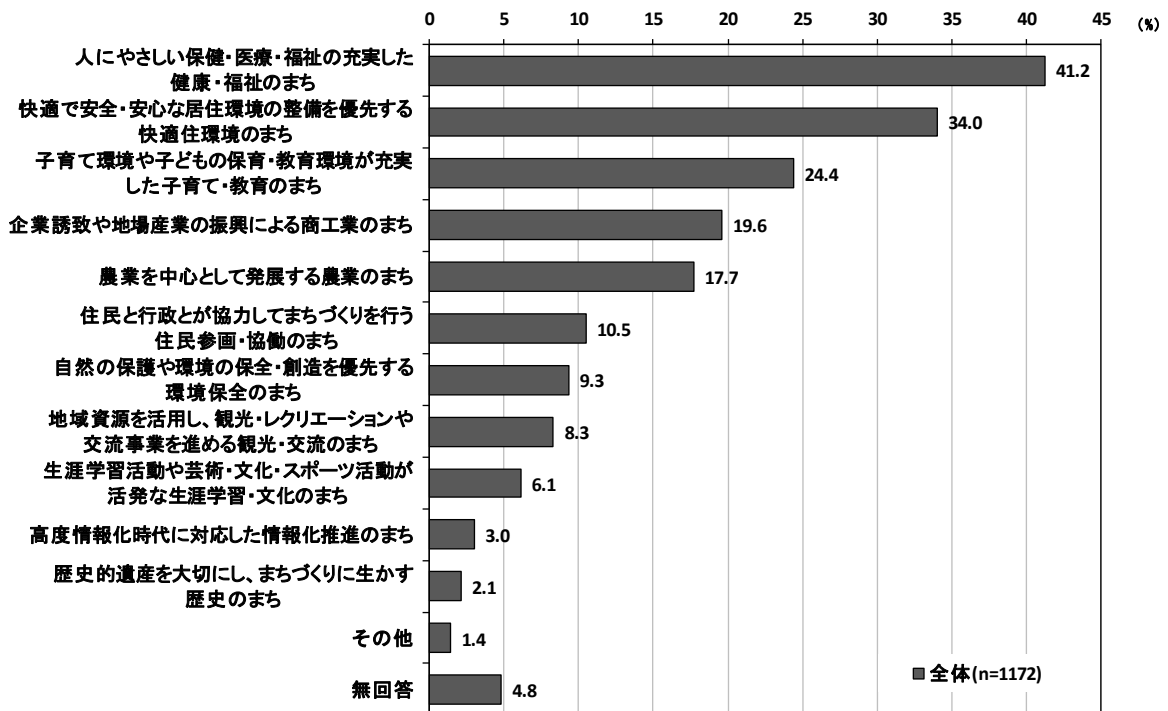
満足度・重要度の平均スコアによる散布図



2-3. 今後のまちづくりの特色

本町を今後どのような特色のあるまちにすべきだと考えているかについては、「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち」が41.2%と最も多く、次いで「快適で安全・安心な居住環境の整備を優先する快適住環境のまち」(34.0%)、「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」(24.4%)となっています。

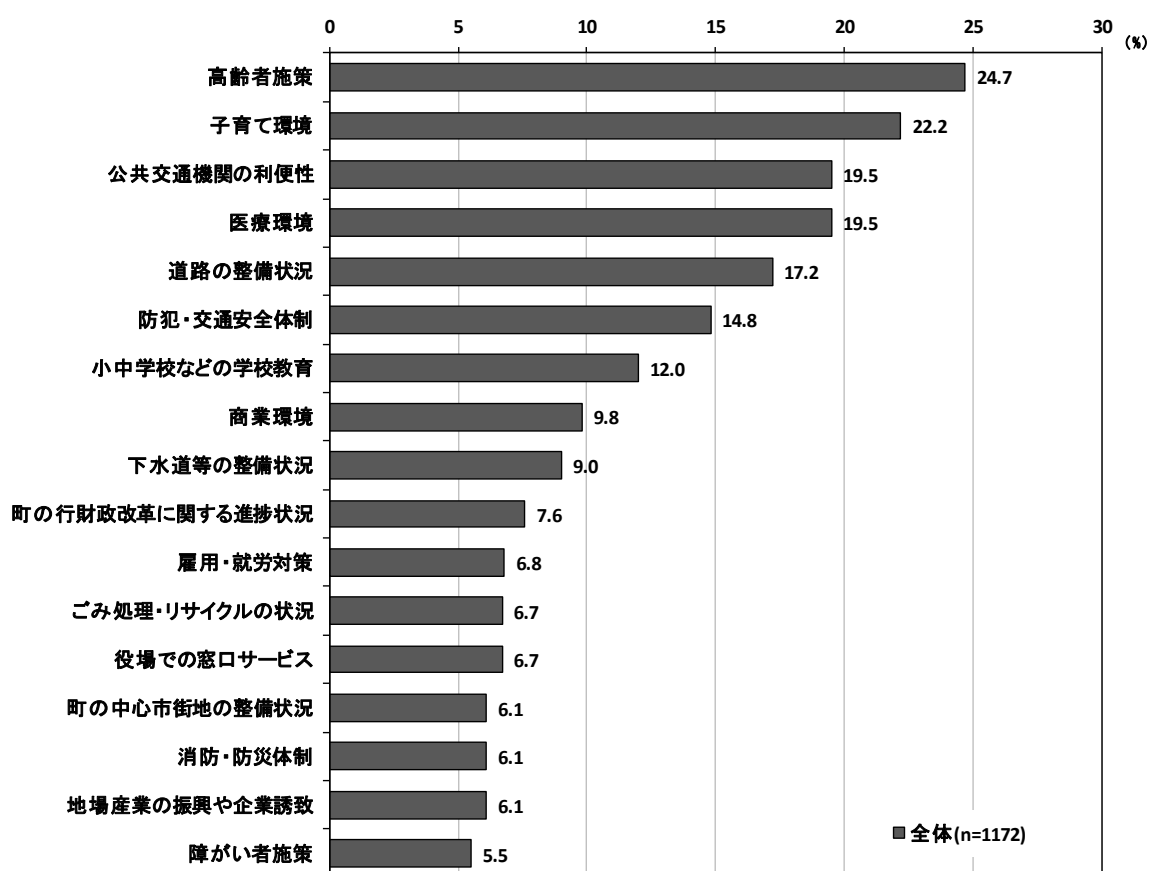
今後のまちづくりの特色（全体／複数回答（2つまで選択可））



2-4. 今後力を入れるべき施策

今後、もっと力を入れるべきと思う施策としては、「高齢者施策」が24.7%と最も多くなっています。次いで「子育て環境」(22.2%)、「公共交通機関の利便性」(19.5%)、「医療環境」(19.5%)、「道路の整備状況」(17.2%)、「防犯・交通安全体制」(14.8%)、「小中学校などの学校教育」(12.0%)となっています。

今後力を入れるべき施策（全体／複数回答（3つ選択）、上位20位）



3 まちづくりの主要課題

町勢の概要、本町の特性、時代の潮流、町民のニーズと期待から、今後の本町のまちづくりの主要課題は次のように整理されます。

3-1. 町民主体の自立する地域の形成

各地域の特性、誇りや愛着を生かして、コミュニティ活動の活性化と町民の連帯感、まちに住むよこびを醸成する必要があります。地域において、高齢者や子どもをはじめ弱者を地域全体で見守り、助け合うなど、自らが考え行動する体制づくりを進めることが大切であり、参画と協働による住民自治を確立することが求められます。

また、誰もが健康で幸せに生活できるように、身近にある人権をみんなが尊重し、明るく住みよい地域づくりが必要となります。

このために、行政は積極的な広報広聴活動・情報公開を行い、町民の参画・協働を進めるとともに、情報・交流基盤の整備、人権尊重、男女共同参画社会の形成、地域での諸活動の活発化などを図る必要があります。

3-2. 健全な行財政運営の推進

社会・経済情勢は今後も急速に変化し、行政ニーズの多種・多様化や、人口減少、少子・超高齢社会の進展に伴う長期的な社会保障制度の逼迫、労働力の減少や消費市場の縮小などが想定される中、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

財政状況と事業効果の分析を積極的に行い、事業の重点化・選別化等を図りながら効果的・効率的な財政運営を推進していく必要があります。

3-3. 少子・超高齢社会に対応する仕組みの確立

少子・超高齢社会が進む中で、高齢者や障がい者が元気で安心して住み続けられる生活環境を確保するため、保健、医療、介護、福祉サービスの充実と連携を図り、健康増進及び健康長寿を図る必要があります。

また、少子化や核家族化などの社会変化に対応して、子どもを産み育てることに喜びを持ち、未来を担う子どもたちが家庭や地域の愛情に包まれながら、夢と希望を持って健やかに成長できる環境と仕組みをつくる必要があります。このことは、将来（10～15年先）の生産年齢人口や子育て世代の増加につながることであります。

3-4. 地域を支える多彩な人材の育成

まちづくりには、まちづくりを支える多彩な人材が必要となるため、開かれた学校づくりや人材の育成を図る必要があります。

また、町民ニーズの多様化・高度化に対応して生涯学習・生涯スポーツ環境の整備・充実は重要となります。

さらに、歴史・文化遺産の保存と活用、各地域に伝わる伝統文化、町民主体の文化活動などを本町の共通の財産として、保護・振興・継承を図るとともに、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した新しい町民文化の創造を図る必要があります。

3-5. 交通・立地条件を生かした産業機能の充実

広域高速交通の要所にあるという地理的優位性を生かして、農業の活性化と他産業との連携を基軸に産業全体の振興を図るとともに、雇用・就労対策を推進する必要があります。

また、既存商店の再生を図るため、商工会などと連携して商業の活性化を図るとともに、少子・超高齢社会に対応した経営体系を検討する必要があります。

さらに、広域高速交通の結節点になる広川インターチェンジによる発展の可能性を踏まえ、業務拠点の整備を検討するとともに、新たな産業の立地、工業、観光などの振興、交流活動を促進する必要があります。

また、九州新幹線全線開業に伴い、九州新幹線船小屋駅を核とした周辺自治体で広域連携する筑後七国において、観光資源、特産品などの情報発信拠点や新たな観光ルートの開発・整備などによる観光の振興、地域活性化を図ることが求められます。

3-6. 社会活動を支える生活基盤の整備

安全で安心して生活ができ、しかも利便性の高い生活基盤を確保することが定住の重要な要件となります。災害や交通事故、犯罪のない安全・安心なまちづくりをより一層推進することが必要です。

本町の優れた特性である交通立地条件を最大限に生かす視点に立ち、町民の合意に基づく計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、人々が集う魅力ある市街地の形成をはじめ、居住環境の整備、道路の整備、公共交通機関の利便性向上と交通ネットワークの整備など、便利で秩序ある生活基盤の整備を進める必要があります。

さらに、町内の地域によって、人口集中と人口減少が並存しており、調和のとれた地域づくりが課題です。

3-7. 地域特性を踏まえた快適な生活環境の形成

持続可能な循環型の社会づくりや低炭素社会づくり、恵まれた自然環境の保全・活用など環境・景観重視の特色あるまちづくりを進めるとともに、美しくうるおいのある生活環境づくり、自然や歴史・文化と共生し、快適で安全・安心な暮らしが実感でき、上下水道など生活環境施設の整備、公園・緑地の整備された、誰もが住みたくなる居住環境づくりを進める必要があります。

4 計画策定過程における町民参画

本町では、本計画策定にあたり、町民とともにつくる、協働のまちづくりを目標として、以下のような町民参画の取組みを行ってきました。

本計画策定における主な町民参画の取組み

■平成21年度 第4次総合計画策定に向けての住民ニーズ調査

まちづくりアンケート
 まちづくり町民会議（住民公募、各種団体の代表者、推薦者など21名）
 まちづくり座談会（町内4地区及び6団体で実施）

意見取りまとめ、計画案策定

■平成22年度 第4次総合計画審議会による計画案の審議（住民代表、各団体代表）

パブリックコメント（計画案に対する意見募集）

意見反映

■平成23年度 広川町第4次総合計画の策定

計画に基づく施策実施

■平成27年度 第4次総合計画中間評価

まちづくりアンケートの実施

計画に基づく施策実施

■令和1年度 第4次総合計画の評価及び第4次総合計画(改訂版)策定に向けての住民ニーズ調査

まちづくりアンケートの実施

意見取りまとめ、計画案策定

令和1～2年度 第4次総合計画審議会による計画案の審議（住民代表、各団体代表）

パブリックコメント（計画案に対する意見募集）

意見反映

令和3年度 広川町第4次総合計画(改訂版)の策定

各分野における 住民ニーズの把握

- ・まちづくりカフェ（まちづくりに関する意見交換・交流の場）
- ・各分野個別計画策定時の住民アンケートワークショップ
- ・住民参画の委員会の開催、意見聴取 など
- ・各行政区への地区担当職員派遣による意見集約

第2部 | 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針

1 基本理念

本町の新たなまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする理念を以下のとおり定めます。

基本理念1

定住を進める

優れた交通立地条件と豊かな自然を生かし、人、物、技術、情報などの交流を通じて、まちに雇用と活力を創出し、定住を促進します。

基本理念2

豊かに暮らす

産業の振興と効率的な土地利用を図るとともに、町民の自主的活動を促進し、みんなが支えあい、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

基本理念3

人を育てる

町の持つ特性と素材を磨きあげ、地域の個性をのばし、人がたくましく育ち、一人ひとりが生き生きと活動するまちづくりを進めます。

基本理念4

地域を基礎に

町民と行政が同じ目標に向かって地域（コミュニティ）を基礎に協働して取組み、多様な主体（個人、地域、団体、NPO、ボランティア、企業など）によって担われる「公共サービスの充実」に努めます。

2 目指す将来像

新たなまちづくりの基本理念を総合的に勘案し、本町の目指す将来像を以下のとおり定めます。

将来像

みんなで作る未来

だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川

～安全・安心・快適を実感できるまちづくり～

- “みんなで作る未来”とは、町民みんなが主体となって力を合わせて、将来の世代にまちづくりを受け継いでいく意思を表しており、だれもが元気で笑顔に満ちたまちは、「人」を大切にして、みんなが健康で活発な生涯学習活動や産業活動などにより「笑顔」があふれる状態を指し、まちが生き生きとしている様を表しています。

- 「安全・安心・快適を実感できるまちづくり」とは、すべての人が安全で安心して、生涯快適に暮らすことができ、本町で住み暮らしたくなる、働きたくなるような暮らし、賑わいとといったのびやかな生活スタイルをつくりあげ、誰もが住んでいる幸せを実感するまちの姿を表現しています。

第2章 主要指標の見通し

1 人口の推計

1-1. 今後の人口の推計

最近の経済情勢とこれまでの傾向を勘案すれば、人口は令和2年19,951人、令和7年19,582人と減少傾向で推移するものと推計されています。

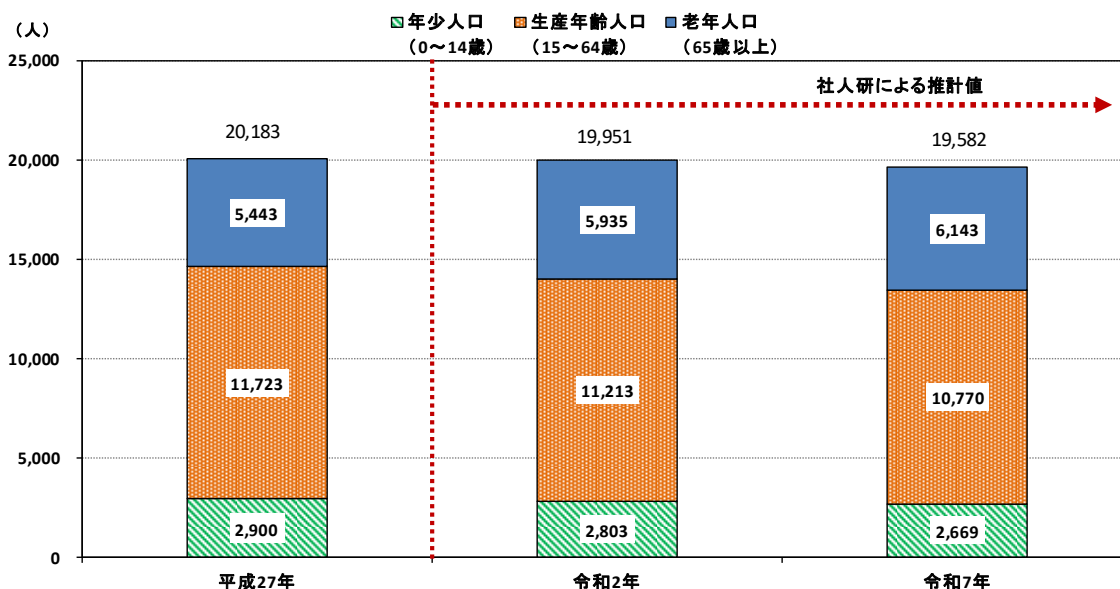
年齢階層別人口をみると、出生率の低下と平均寿命の伸張により、今後、老年人口（65歳以上）の増加が一層顕著となり、令和7年には6,143人と、構成比でも31.4%を占め、高齢化が進むことが想定されます。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）については、令和7年にそれぞれ2,669人（13.6%）、10,770人（55.0%）になるものと想定され、年少人口、生産年齢人口の減少が進みます。

将来人口の推計結果

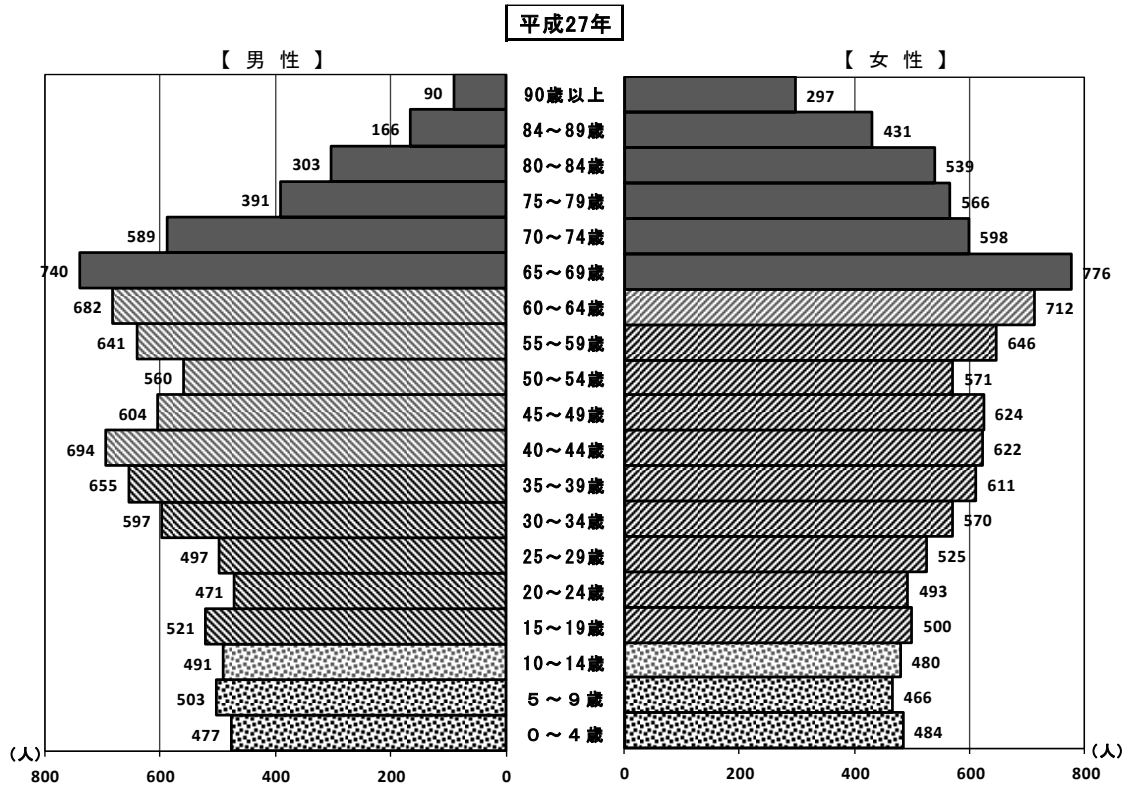
（単位：人）

項目	年	平成27年	令和2年	令和7年	年平均増減率	
					平成27 ～令和2年	令和2 ～令和7年
総人口		20,183	19,951	19,582	△ 0.23	△ 0.37
年少人口 (14歳以下)		2,900 (14.4%)	2,803 (14.0%)	2,669 (13.6%)	△ 0.67	△ 0.95
生産年齢人口 (15～64歳)		11,723 (58.1%)	11,213 (56.2%)	10,770 (55.0%)	△ 0.87	△ 0.79
老年人口 (65歳以上)		5,443 (27.0%)	5,935 (29.7%)	6,143 (31.4%)	1.81	0.70

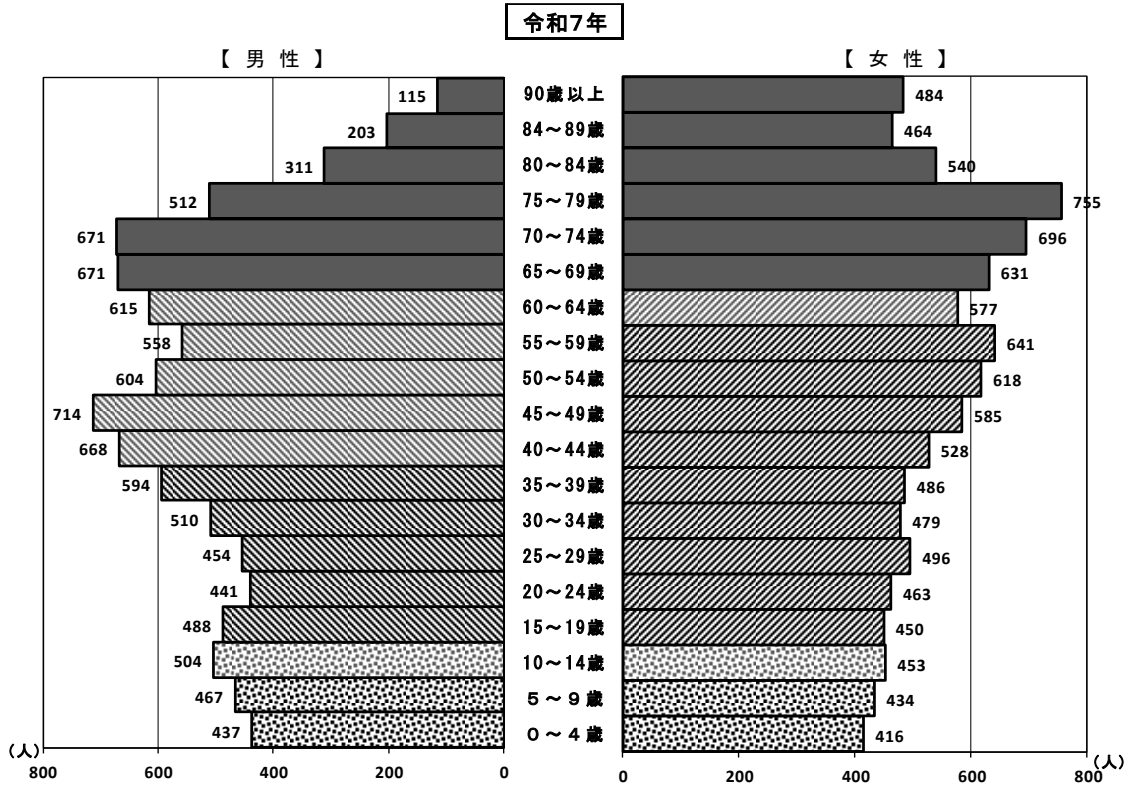
資料：平成27年までは国勢調査実測値、令和2年以降は社人研推計値



人口ピラミッド（平成27年）



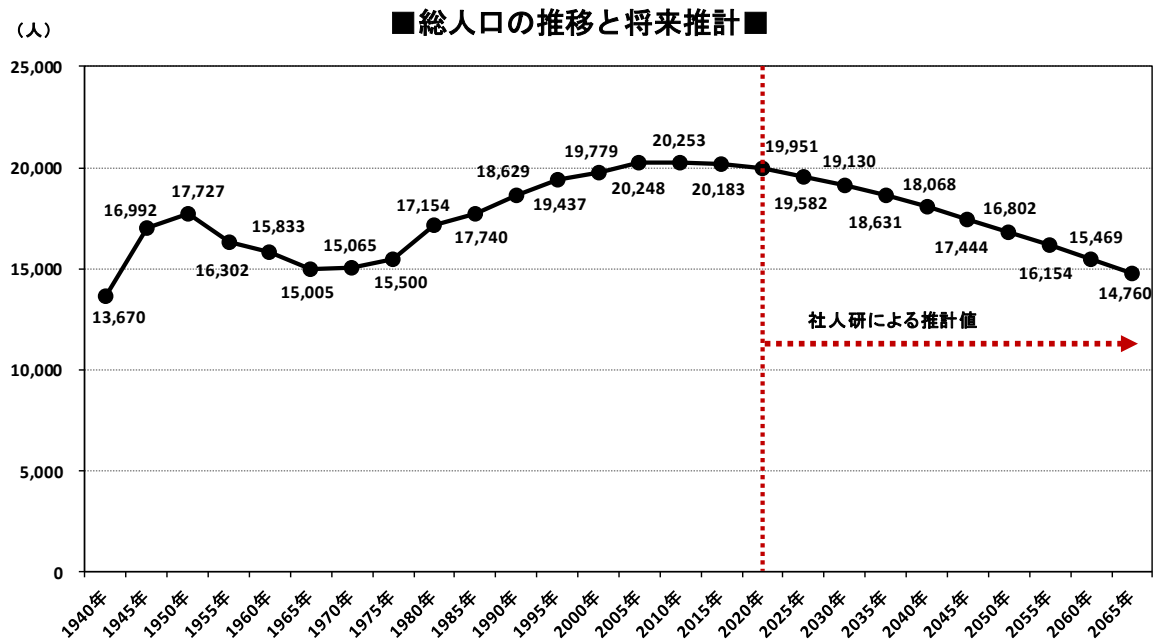
人口ピラミッド（令和7年）



資料：社人研推計値

総人口の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、本町では、今後も人口の減少が続き、2060年には15,469人と2015年（平成27）年に対して76.6%に減少すると予想されています。



資料：2015年までは国勢調査実測値，2020年以降は社人研推計値

1-2. 広川町人口ビジョンの策定

このような見通しの中、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来を提示するものとして、平成28年3月に「まち・ひと・しごと創生 広川町人口ビジョン」を策定しました。

1-3. 広川町人口ビジョンの対象期間

平成27(2015)年から令和42(2060)年まで。

1-4. 人口ビジョンに示す目指すべき将来の方向

将来にわたって「活力ある広川町」を実現する

- ①福岡市を中心とする広域的な都市圏、久留米市を中心とする都市圏との連携強化による誰もが暮らし続けられるまちづくり
- ②若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、シニア世代の質の高いセカンドライフ実現を応援するまちづくり

本町は、福岡市や久留米市などの周辺自治体へ人口が流出している傾向にあるものの、高速道路インターなどの恵まれた交通環境により、福岡市の都心部まで車で1時間圏内、久留米市の中心部であれば30分圏内という地理的な特性があります。特に福岡市は、東京からの移住者や九州各地からの移住者が増えるといった大きな求心力を持っており、アジアに近接する地理的特性もあいまって、今後さらなる発展が期待されます。

将来にわたって活力ある広川町を実現するには、「福岡市周辺の都市圏・久留米市周辺の都市圏 VS 広川町」という構図で人口の奪い合いをするのではなく、九州北部に存在する重なり合った複数のエリア概念を持ち、その一角を担う存在としての立ち位置を考える必要があります。

このなかで本町が目指すべき方向性は、都市圏が持つ高度な機能や利便性を活用しつつ、町に残る自然や人のつながりの中で暮らすという、豊かなライフスタイルの実現にあると考えます。

①福岡市を中心とする広域的な都市圏、久留米市を中心とする都市圏との連携強化による、誰もが暮らし続けられるまちづくり

住民意識調査において、本町は周辺都市のベッドタウンとして機能していること、福岡市、久留米市方面への交通利便性の向上が求められていることが明らかになりました。町内だけで住民生活が完結していない現状からも、住民の求めるもの全てを町内だけで揃えるのではなく、福岡市、久留米市まで含めた範囲でまちづくりを考えていくことが効果的であるといえます。

このことから、公共交通網の再検討により所要時間を短縮し、福岡市中心まで1時間程度で移動することを可能にし、さらなる時間短縮やルート開発に限界がある場合は、移動時の快適性を向上させるなど、交通アクセスの向上にできる限り努め、広域的な圏域内で動きやすいまちを実現していくことが必要です。

②若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、シニア世代の質の高いセカンドライフ実現を応援するまちづくり

住民アンケートやヒアリングなどから、若い世代は希望する仕事が地元にはないという認識が多いことや経済的な理由から理想とする子どもの数を持っていない人が多いなど、若い世代の希望がかなえられていない現状も明らかとなりました。ただ一方で、一度まちを出たとしても将来的には家族と生活をしたいと考えている町外居住者がいることも明らかになりました。各種調査からは、多くの人が地元で働き、結婚し、子育てし、老後も安心してこの町で暮らしたいと願っている現状が見えてきました。

このことから、若い世代やシニア世代が定住し、次の世代へ「命をつなぐ場」としてこの町を選択してもらうためには、豊かな自然や人のつながりをはじめとした地域資源を活用して、のびのびした子育て、充実したセカンドライフの実現など、「自分らしく生きたい」という希望をかなえられるまちづくりを行い、若い世代も高齢者も安心して

暮らし続けられる質の高い暮らし（暮らしの質（QOL）の向上）を実現する必要があります。

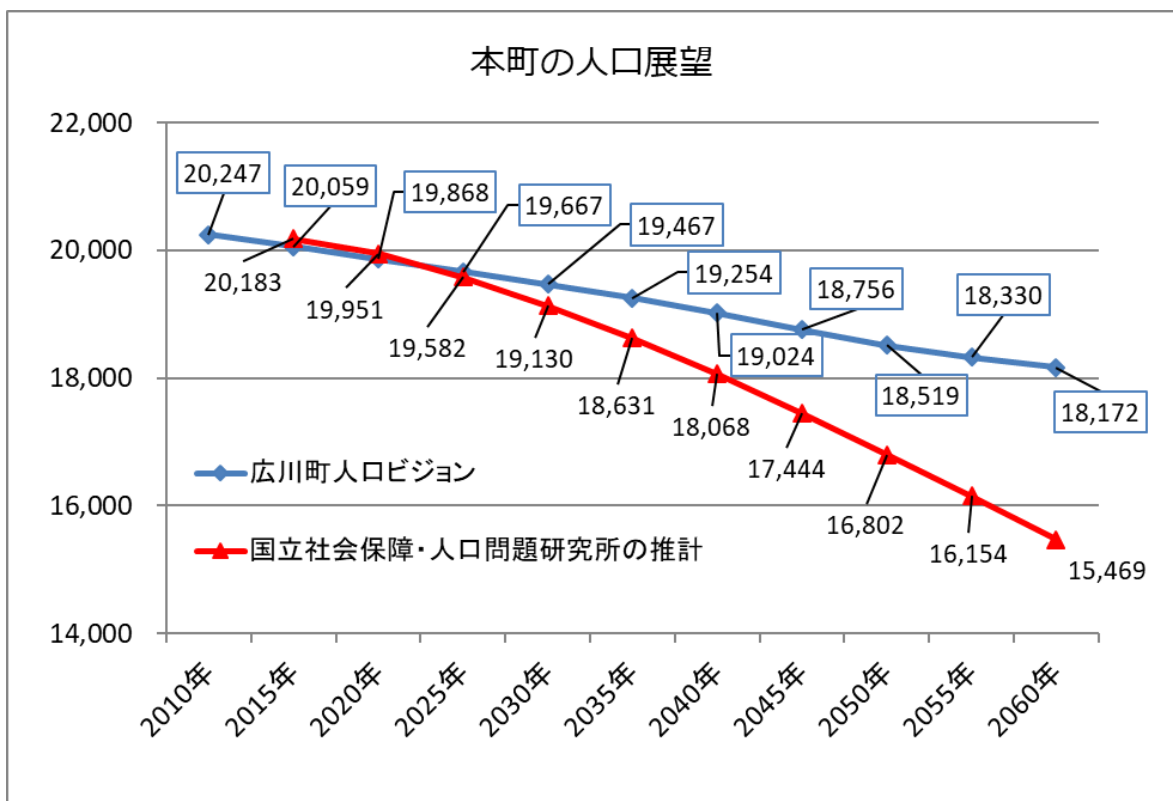
1-5. 人口の将来展望

本町の将来を展望するにあたり、人口推計シミュレーションを行い、目標値として設定することとしました。

令和 22（2060）年に、総人口 18,000 人を確保することを目指す

● 令和 22(2060)年までの 45 年間の 1 年ごとに
30 代の夫婦と子ども 1 人の 3 人家族 15 組（子育て世代）
60 代夫婦 3 組（本町出身者の帰郷世代）
の社会増減の改善

● 合計特殊出生率を、
令和 7(2025)年に 1.85 程度
令和 22(2040)年に 2.15 程度
向上させる。



2 土地利用の基本方針

2-1. 土地利用に際しての共通視点

町は全体が都市計画区域、また、東部山間地域を除く全域が農業振興地域に指定されていますが、都市的及び自然的土地利用区域との区分を明確にし、自然がもたらす恵みを本町の貴重な財産として未来に引き継ぐ必要があります。

また、豊かな自然環境を背景に、肥沃な農地を生かした農業の振興をはじめ、住宅地の開発などの新しい定住条件の確保が求められています。

さらに、本町は、高速自動車道や主要な国道・県道、町道などで町内拠点及び町外の自治体とつながっています。これらの地域内や広域的な交通基盤を活用し、本町の個性的な地域資源を生かして、新たな産業展開と活力に満ちた地域発展の期待が高まっています。

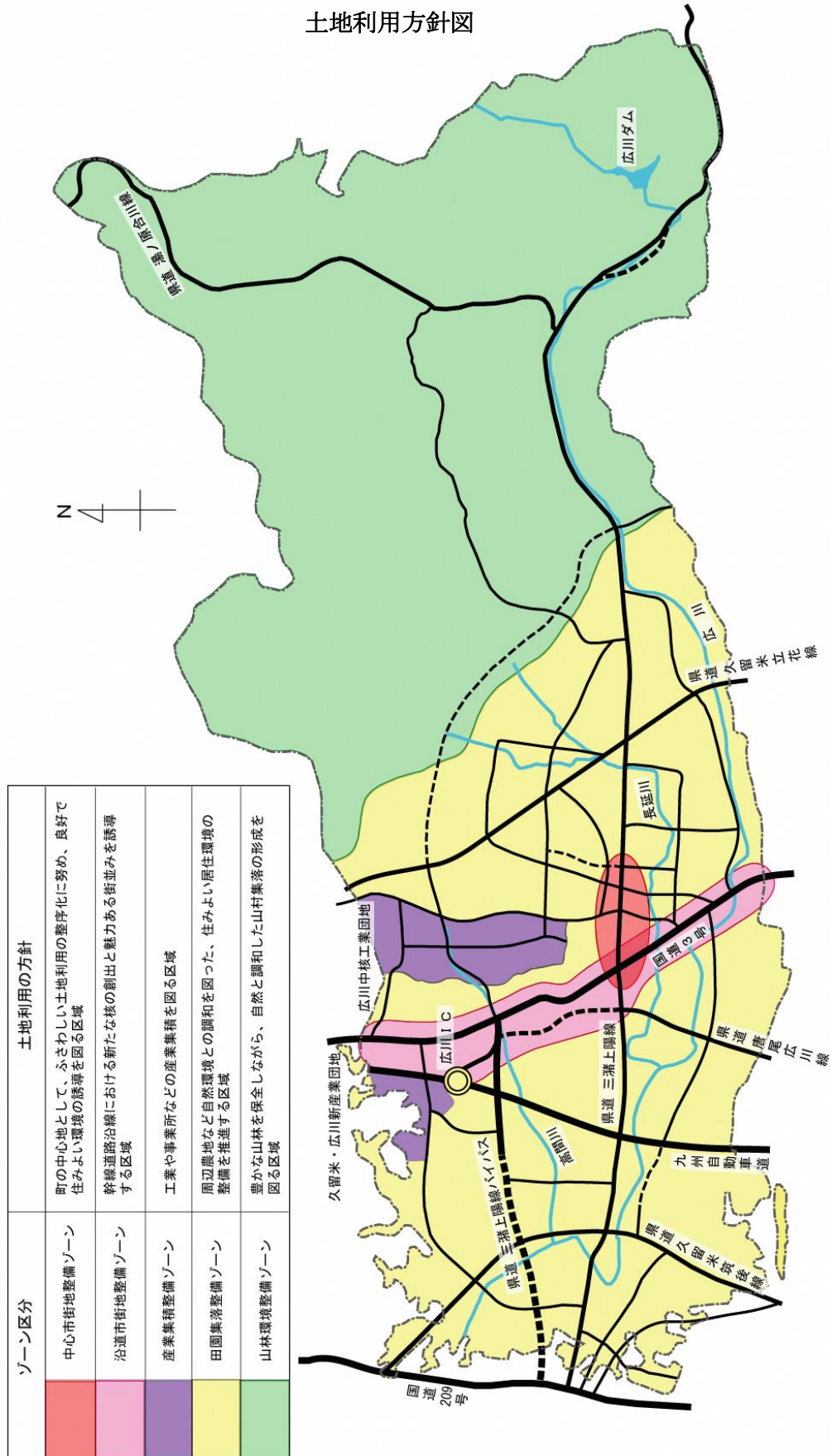
それぞれの特性に合わせた土地利用の方針を次のように設定します。

土地利用に際しての共通視点

- 山間部、平野部、河川などの自然環境を保全・有効利用して、人と自然が共生するための土地利用を推進します。特に緑・水資源の保全と利活用を図ります。
- 地域内資源を最大限に有効活用することを基本として、様々な社会経済活動を活発にするための土地利用を推進します。
- 既存宅地の有効活用と地域のバランスのとれた住宅開発により、定住人口の増加策を進め、人口減少社会においても活力を堅持します。

土地利用の基本方針については、国道3号パイパスの動向により大きく変わる部分であるため、ルートなどの方向性が示されてから改訂を行います。

土地利用方針図



ゾーン区分	土地利用の方針
中心市街地整備ゾーン	町の中心地として、ふさわしい土地利用の整序化に努め、良好で住みよい環境の誘導を図る区域
沿道市街地整備ゾーン	幹線道路沿線における新たな核の創出と魅力ある街並みを誘導する区域
産業集積整備ゾーン	工業や事業所などの産業集積を図る区域
田園集落整備ゾーン	周辺農地など自然環境との調和を図った、住みよい居住環境の整備を推進する区域
山林環境整備ゾーン	豊かな山林を保全しながら、自然と調和した山村集落の形成を図る区域

第3章 施策の大綱

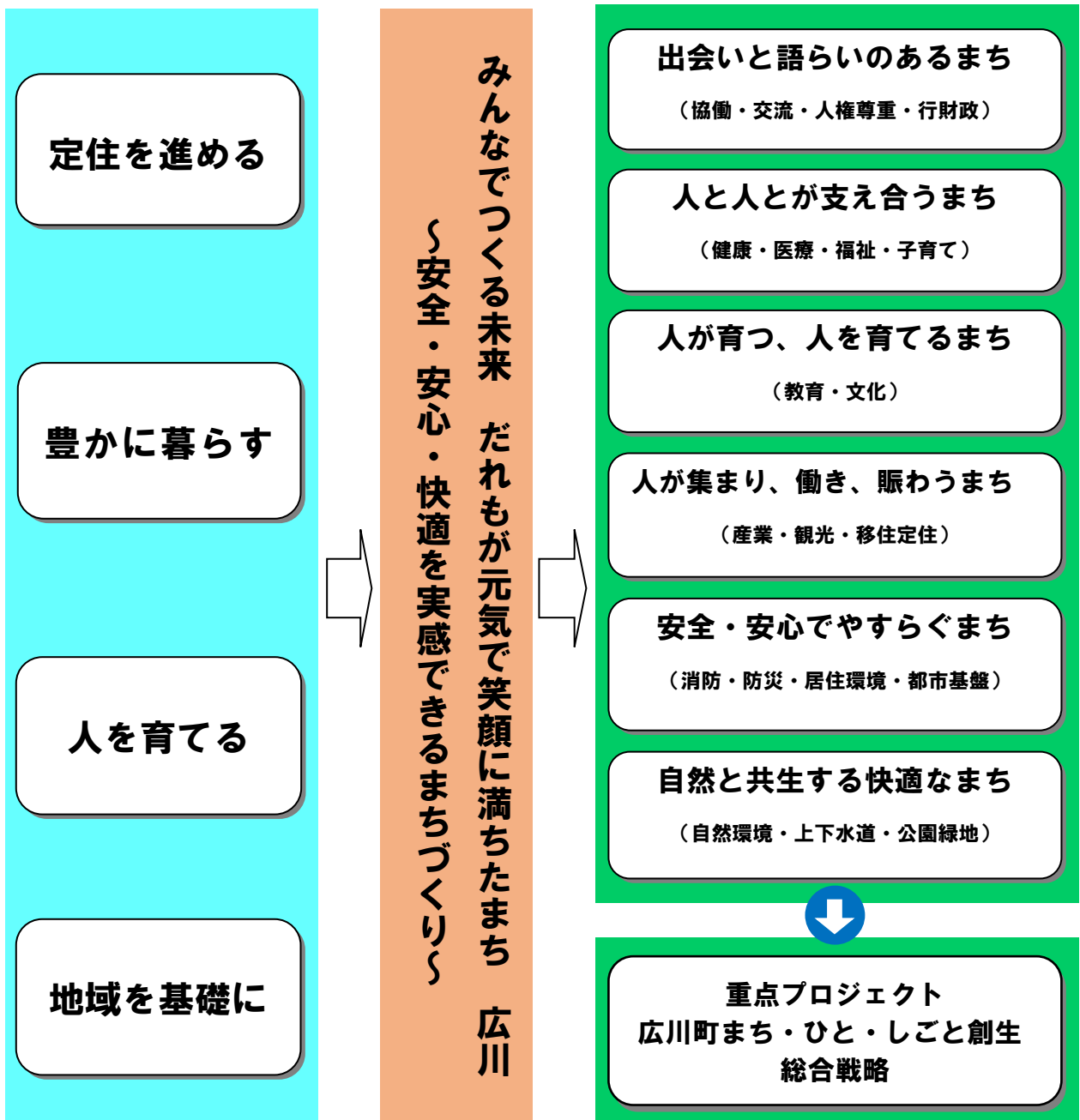
1 基本施策

本町の将来像「みんなで作る未来 だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川～安全・安心・快適を実感できるまちづくり～」の実現を図るため、次のとおり6つの基本施策を定めます。また、各分野に横断的に関連し、総合計画の中でも重点的に取り組むべき事業として、広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点プロジェクトとして位置づけます。

[まちづくりの基本理念]

[将来像]

[基本施策（6つの柱）・重点プロジェクト]



基本施策1

出会いと語らいのあるまち

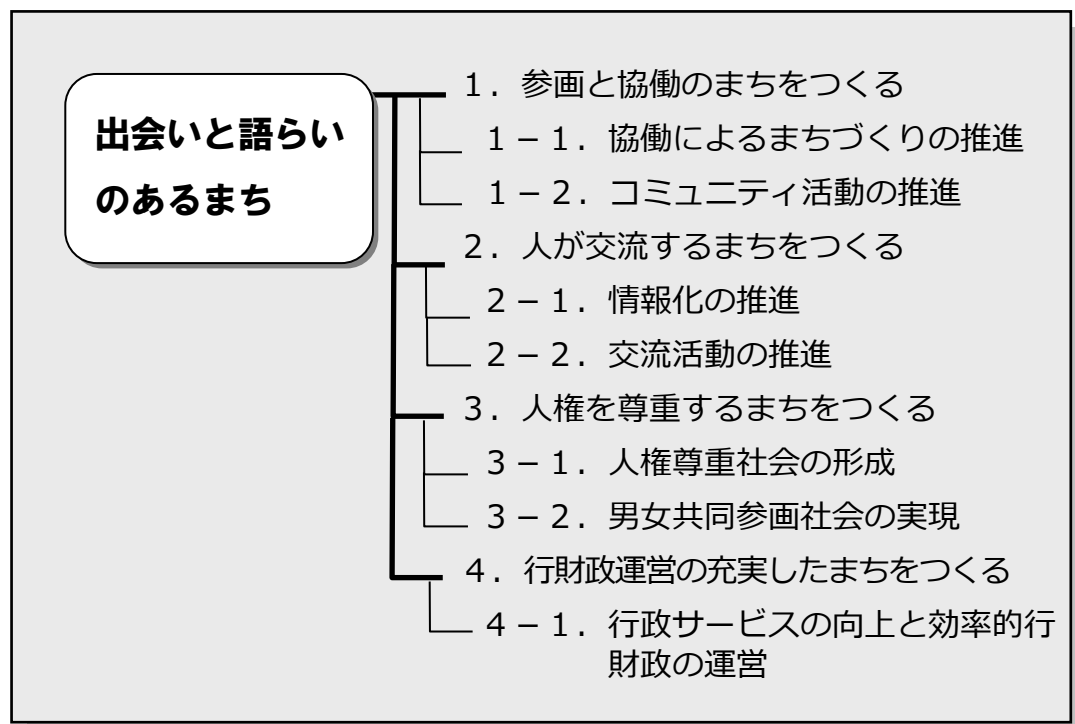
町民と行政の情報の共有を図りつつ、自己決定・自己統治という地方分権時代の到来を背景に、地域を基礎に町民が主役で地域が主体となったまちづくりが効果的に進められるよう、地域づくり活動やコミュニティ活動、交流活動などを一層支援・促進します。

また、情報公開を推進し、各種計画策定や行政活動への町民参画を進めるとともに、多様な町民団体やボランティア、NPOの育成・支援、民間活力の導入などによる町民と行政のパートナーシップの確立のもと、参画と協働のまちづくりを進めます。

さらに、誰もがお互いを認め、尊重して、支え合う人権尊重社会と男女共同参画社会づくりを進めます。

行財政運営では、窓口サービスをはじめ各種の行政サービスの向上や、職員の意識改革と資質の向上、財政運営の効率化などを計画的に進めます。

施策の体系



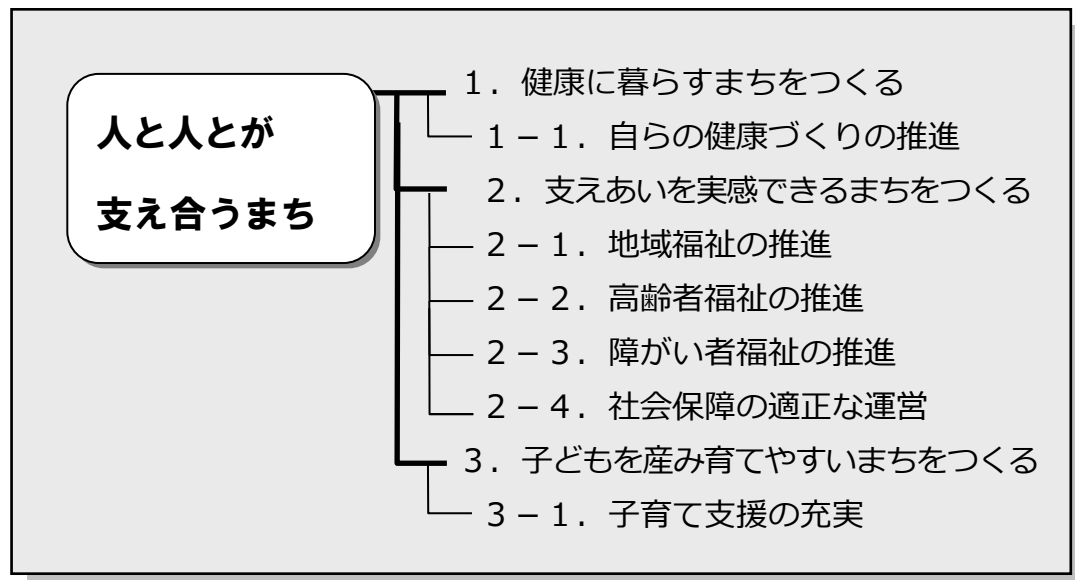
基本施策2

人と人が支え合うまち

少子高齢化がすすむ中、人生100年時代を見据え、乳幼児から高齢者まですべての町民が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会を目指します。

高齢者や障がいのある人の介護予防や自立支援、生きがい対策、社会参加活動、子育て世代が安心して子どもを産み育てやすい環境づくり、さらには、健康寿命延伸のための予防・健康づくり活動やボランティアの育成など、事業の推進に努めます。

施策の体系



基本施策3

人が育つ、人を育てるまち

「知」、「徳」、「体」のバランスのとれた生きる力を育む学校教育の推進や、コミュニティスクールなどの地域と共に歩み、地域に密着した特色ある学校づくりを進めます。また、情報化社会の進展に対応して学校教育におけるICT環境の充実を図ります。

生涯学習については、まちの未来を担う心豊かで個性と創造性あふれる人材の育成と、生涯を通じて学び続け、その成果を生かすことができる生涯学習のまちづくりを進めます。

また、地域社会や家庭における教育活動を推進するため、諸団体の活動支援や関係機関と連携した家庭教育の向上を図るとともに、次代を担う青少年の健全育成に努め、社会の変化に対応しうる社会教育の充実を図ります。

さらに、町民主体の芸術・文化・スポーツ活動、特色ある文化財や史跡の保護・活用を積極的に支援・促進していきます。

施策の体系

人が育つ、人を 育てるまち

1. 学びと人を育てるまちをつくる
 - 1-1. 幼児教育・学校教育の充実
 - 1-2. 生涯学習の推進
 - 1-3. 生涯スポーツの振興
 - 1-4. 社会教育の推進
2. 広川文化を発信するまちをつくる
 - 2-1. 多様な文化・芸術活動の支援

基本施策4

人が集まり、働き、賑わうまち

産業の活性化による就業の場の創出と若者定住は、まちの活力の源泉です。

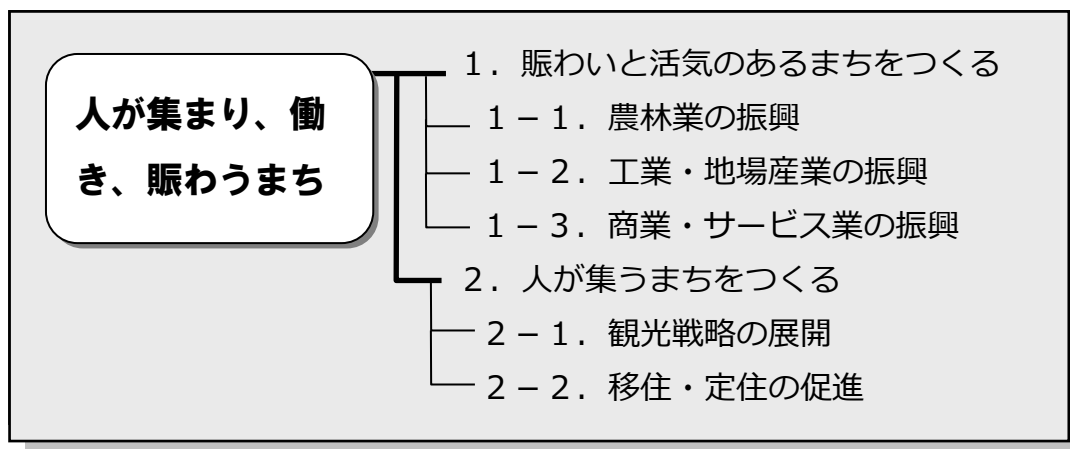
そのため、農業生産基盤の整備や生産技術の高度化、環境保全に配慮した農業の推進、広川ブランドづくり、担い手の育成などを一体的に進め、「地産地消（地元でとれた生産物を地元で消費）」や「6次産業化（農産物の生産から、食品加工と流通販売の業務展開）」の考え方を導入しつつ、産業間連携を推進します。

商工業については、地場産業・伝統産業の活性化をはじめ、商業環境の整備、交通の利便性を生かした企業誘致とともに新産業の創出や起業化を支援・促進します。

また、新しい農産物ブランドを開発するとともに、観光と結びつけたシティプロモーションの取組みやSNSなどの情報資源を活用した産業の「見える化」を推進します。

さらに、地元企業と町民との交流や協力を通じて、地元就職による雇用促進と定住につなげていきます。

施策の体系

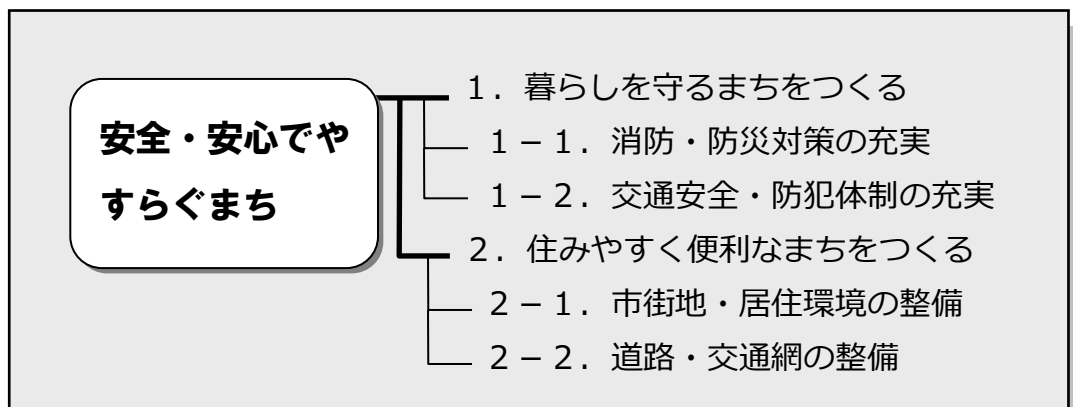


基本施策5**安全・安心でやすらぐまち**

近年多発する豪雨、地震などの大規模自然災害から町民の安全・安心を確保することが重要です。防災減災体制の強化のためのソフト面・ハード面の充実、地域住民が主体的に活動できる迅速な災害対応態勢の確立を図り、災害に強いまちづくりを行います。

併せて、身近な暮らしにおいても、交通事故・消費者トラブル・犯罪防止に努め、町民の生命と財産を守ります。

また、中心市街地をはじめとした市街地環境の整備、定住の基礎となる安全・快適で住みやすい居住環境の整備を進めます。道路ネットワークの整備を進め、県南部の交通結節地域にふさわしい機能をさらに高める生活基盤づくり、町内の移動を容易にする公共交通機関の利便性向上などの公共交通体系の整備を進めます。

施策の体系

基本施策6

自然と共生する快適なまち

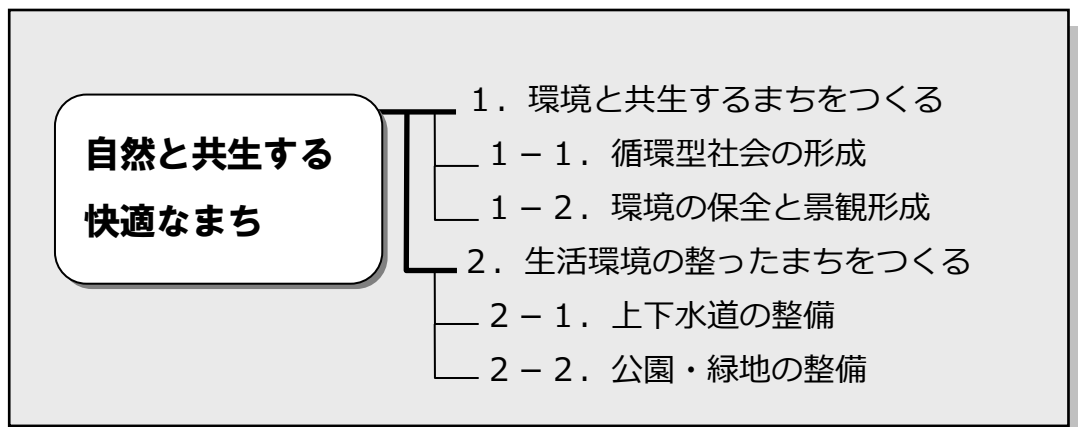
豊かで優れた自然との共生を意識したライフスタイルへの関心が高まる中、自然環境の保全と活用、生態系の維持、景観の保全・整備が求められています。

また、公害防止や環境汚染への対応のほか、地球温暖化対策の推進、省エネルギー・省資源・リサイクルやごみ処理体制の維持などの環境への負荷の低減を目指した循環型社会の構築が必要です。このため、自然環境の保全、景観の保全・整備、循環型社会づくりを計画的に進めます。

さらに、環境衛生対策の充実とともに、上下水道の整備や維持管理を効果的に進めます。

また、既存公園を活用し、子ども達が元気に遊ぶことができる遊び場づくりを推進します。

施策の体系



重点プロジェクト**広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略**

地方創生は、出生率の低下によって引き起こされる人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的として、平成26年9月「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。その基本理念の一つとして、国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めることが明記されており、本町においても、将来の人口目標を示す「広川町人口ビジョン」を策定し、その実現のための目標や施策の基本的方向性、具体的な施策をまとめた「広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

この総合戦略については、総合計画の中でも、各分野に横断的に関連するものであり、特に、目標人口の達成に向けて特に取組むべき、施策事業をとりまとめたものであるため、総合計画の中でも重点的に取組むべき事業として位置づけます。

【基本目標①】 地域資源の可能性を広げて、安心して働けるようにする

安心して働ける場所の確保は、移住者にとっても住民にとっても、本町に住み続けるための大きな要素です。福岡都市圏まで通勤することも考えられますが、安定した人口を確保するためには、移住定住と雇用の確保、創業支援とが車の両輪として機能しなければなりません。

そのため、若者のニーズに合わせた企業の雇用拡大のための支援や、農業や伝統工芸といった地域資源を活かした新たな資源づくりなどに取組み、雇用や就業の拡大に努めます。

【基本目標②】 広川町とつながるひとを増やし、新しいひとの流れをつくる

移住者の確保のためには、仕事づくり、住まいの確保と並行して、人と人との関係づくりを後押しする必要があります。

まずは本町の魅力を広く発信して、移住を検討している人に適切に届け、本町の魅力に触れる機会を作り、この町での暮らし方や町の雰囲気にも共鳴してくれる人を増やして、仕事や住まいの確保につなげ、このサイクルを地道に、着実に回すことに努めます。

また、新たなつながりのかたちとして、都市部に住んでいながら本町を応援する人も重要です。応援のかたちも様々で、地域の行事がある時は本町を訪れ手伝うことも考えられます。また、財政的な支援として、ふるさと納税制度を活用した寄附もありますし、

企業版ふるさと納税制度を活用して、法人でも本町を応援することができます。第2期総合戦略では、本町とつながる人（法人）を増やすことにも取り組んでいきます。

【基本目標③】結婚・出産・子育ての希望をかなえる

人口減少社会にあっても、できるだけ世代構成の安定化が重要であり、急速な少子化を防ぐことが必要です。住民アンケートでも、理想としている子どもの数に対して、実際持つ予定の子ども数が少ないことが明らかになりました。

結婚や出産は、誰かに強制されるものでは決してありませんが、結婚や出産を希望する人が自ら望む暮らしを手に入れられるよう、パートナーとの出会いの場づくりや情報提供などの支援を、これまでのように官民協働で行うとともに、理想の子ども数を実現し、安心して健やかな子どもを育てられる環境をつくるため、婚活、妊娠、子育て、教育まで総合的な支援を行います。

【基本目標④】時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守ることができる魅力的な地域をつくる

国内でも躍動している都市として注目される福岡市は、今後も中心地再開発が計画されており、アジアに近い立地も生かして、九州山口から人口を集めて成長を続けています。本町はその中心地である天神や博多駅と高速バスでアクセスしており、通勤通学圏内になる可能性を持っています。そのためには広域交通の利便性を高めることが求められるため、引き続き、利便性向上や利用者増加に取り組めます。

豊かな自然を有しながらも都市的利便性も享受できるまちづくりと併せて、上広川校区の移住支援を強化し、町内の均衡ある振興に努めます。また、未来の産業拠点創出を見据え、新たな国道バイパス建設構想の進捗に合わせて、広川インター周辺の開発の検討や新たな工業団地、道の駅の整備なども検討していきます。

2 施策の体系

6つの基本施策により、行うべき施策の体系を次のとおりまとめ、まちづくりを展開していきます。

